

午後1時30分開会

○嶋崎委員長 こんにちは。ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。以降は座らせていただきまして、進行とさせていただきます。

委員会の開会に当たりまして、報道機関より録音の申出がありますので、これを許可したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

そのほか、ほかの傍聴者の方に関しては、当委員会では撮影、録音、パソコンの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

欠席届が出ております。ゼロカーボン推進担当課長が家族介護のための欠席でございます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、本日の日程及び資料をお配りしてございます。本日の進め方ですが、陳情審査、報告事項、その他と進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

はやお委員。

○はやお委員 陳情審査のところなんですけど、これは議事整理権の中での話なんで、特段あれなんですけれども、普通、陳情審査というとなると、定例会の中の後半の部分で請陳をやると。そして、この前のあった、ありましたとおり、請願だとか17条の縦覧等々の規則権で、私も確かに委員長をやっていたときに、四番町のことについては、早くやらなくちゃいけないというときにはやっておりました。でも、ここ、もしこの二つだけをやるという理由についてお聞きしたい。

そしてまた、通常であれば、外一については陳情2件、そして日テレについては9件あると。私は、外一に関しては、地権者である千代田区としての事業化計画はどうなっているか、これは確認をしたいというふうに伝えていたと思います。そしてまた日テレにつきましては、総合設計制度、このところについての確認をしたいと言っておりましたので、後半の請陳じゃ時間がない、なくなる可能性もありますので、この辺の議事の進め方について、ちょっとお諮りしていただければと思います。

○嶋崎委員長 多分、私と副委員長とこの間打合せをしたところ、今日この日程でやりましょうね、執行機関ともそういう話で今日は日程が届いたんですけれども、前回の委員会の7月25日から、まずは進捗が、日テレ、外一、ともに進捗がないということ、第3回定例会での常任委員会で審査でいいんじゃないかということが一つ。

それから、神田警察通りに関しましては、これまでもう何十回となくこのやり取りをしてきている。それと、内容が全く前回頂いたのとほぼほぼ変わらないということで、これも早くお返しをしたほうがいいんじゃないかと、審査をしたほうがいいんじゃないかと、そういうことが1点。

それから、建築紛争に関しては新たな陳情でございまして、かなり、その制度をどうしたらいいのと、残してくれないかというようなお話も内容にあるんで、まずは1回審査に

かけていただいて、それでもし残るのであれば、第2回目の委員会で審査しましょうというような話を打合せではいたしました。

今、はやお委員のおっしゃった外一の案件と、それから日テレの。

○はやお委員 総合設計。

○嶋崎委員長 総合設計だけ。

○はやお委員 総合設計制度。

○嶋崎委員長 制度の資料に関しては、これはちょっと確認を僕は取っていなかったんだけれども、現時点でどうなんだということの確認は、ここでまずさせていただきたいんで、整理をさせていただくと、その2点に関して、まず執行機関のほうからご答弁を頂ければありがたい。

○加島まちづくり担当部長 今、2点の陳情に関する質疑ということで頂きました。

まず、日本テレビのほうですけれども、前回、7月25日に当委員会が開かれましたけれども、その午前中に都市計画審議会があったといったところです。その中で、都市計画審議会の専門委員の方からの集約として、街区公園並みの規模の広場の設定及び高さについては、60メートルを基本としつつも、80メートルまでの検討はできるのではないかといったような意見があったと。それを事業者側に伝えてくださいといったようなのが7月25日の集約です。

今それを事業者側に区から伝えておきまして、それを検討している最中といったようなところになりますので、まだその後の正式な手続、例えば日本テレビ通りであれば協議会があったりだとか、その後、都市計画を変えていくということであれば、16条だとか17条だとかとなるんですけれども、まだその手続は明確になっていないという状況ですので、そういったところの手続が明確になってきたことを踏まえて、その陳情の中の、どうお返しできるかといったところをご説明させていただければなというふうに思っております。

一方で、外神田一丁目に関しても、7月25日に都市計画審議会でも可決していただいたといったようなところがございます。当日の当委員会、午後の当委員会に関しましては、17条に関する意見だとか、そこら辺に関しましては整理をしていただいて、その後、区有施設に関するところの陳情がまだ残っているかなといったところだと思います。区有施設に関するものに関しては、今後、区がどういうふうに考えて、こういったプロセスを歩んで進めていくのかといったようなところだと思いますので、そこら辺はちょっとまだ内部で協議も進めているところですので、今後明確にしながら、陳情に対してご回答をさせていただきたいなというふうに思っています。

今我々が進めているところに関しましては、とにかく当委員会でもそうですし、都市計画審議会でもご指摘された、同意率の関係というところなのかなと。それを上げていくように、準備組合のほうも積極的に進めていくべきだというような指導というかお話をさせていただいておりますので、そういったものも踏まえながら、手続を進めていきたいなというふうに思っております。

一方で、外神田一丁目に関しては、その他項目でちょっとおわびをしなければいけない部分がありますので、それに関しましては後ほどご報告をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○はやお委員 一遍に今二つ言っていただいたんで、じゃあ、まず、最後のほうに、外神田一丁目計画のほうの開発についてなんですけれども、私は決して反対だとかなんとかということじゃないんです。手続・手順がどうなっているのかということを確認をしたかったです。

それで、まず一つ、同意率については都市計画審議会で、私は、この同意率が60.8%の現時点においては難しいと。それを副会長である学識経験者の方も、私ももう古いんですけれども80%以上は確保していましたねというところからの話だったから、そのところについては言うつもりはありません。

でも、ただ、議会としてやらなくてはいけないことがあるのは、設計の、建築条例を変えるといったところで、議案になりますよね。まずそのところを確認したいことと、議案がいつになるのかということなんです。そうなってくると、例えば4定で出すということになったら、審議が深まらないんですよ、その議案に対して。それは何かというと、決定権者でもあるけれども、我々は地権者でもあるんです、区は。その区の財産をどう使うかということは、議会で十分に検討しなくちゃいけない。

そしてまたもう一つあったのが、結局は本棟のほうの高いところに、結局は清掃事務所が入ると。それで、たしか加島部長の答弁によると、協定書を十分に整理して、我々の不利にならないように整理をする。そういう答弁だった。だったら、その協定書をどういうふうに整理するんだということも我々は確認しなくちゃいけないんですよ、議案の前に。普通はそうじゃないんですか。

だから、そのところがどうなっているかと言ったら、こちらも確かに緊急性があります。街路樹の件も。けども、ここだって、どういうふうに詰めているかということについては、もう準備組合のところ、事業計画というのは出ているはずなんです。そういうことからしたときに、もうそろそろ出していただかないと、議案の審議をするときに非常に困ると。まさかまだ、都市計画決定がされているのかされていないのかも含めてお答えいただきたい。まずそっちの外一の件。

○加島まちづくり担当部長 今、端的に明確にご質問があったのは、都市計画決定されているのかどうかということで、現時点で都市計画決定の告示はしていないという。

○はやお委員 していないよね。

○加島まちづくり担当部長 はい。していない状況です。

あとは……

○嶋崎委員長 ちょっと待って。それに関しては、当然、当委員会にきちっと報告もし、手続・手続は取らなきゃ。賛成、反対は別にして、手続・手続は取らなきゃいけないということは私も副委員長も認識しています。ですから、現時点でまだしていないということは、当然していないんだから我々のところにもまだ報告もしていないんで、するんであればするで、当然そこは報告をしてもらわなきゃ困ることなんで、それは約束はできるよね、当然。そこと絡み。

○加島まちづくり担当部長 この委員会での整理ということであれば、それは、はい、お約束させていただければと思います。

○はやお委員 で、あとのやつは。事業計画とかなんかにについては、どういうふうになっ

ているんですか。決定権者でありながら地権者ですよね。これはどういうふうな手順でオープンにしていくんですかという話はどうですか。

○嶋崎委員長 内容だね……

○加島まちづくり担当部長 そこら辺について今ちょっと詰めているところなので、今日明確に、こういうふうにしていくというところまで言えていないというようなところがあります。先ほどご説明したように、まずは一番ネックだったのがやっぱり同意という形だったのかなと思いますので、そこら辺をやはり明確にして、建築条例に関しても臨んでいく必要があるだろうというところの判断でやっているといったような状況です。同意だけではなくて、今の事業計画、区の施設がどうなるのかだとか、こういったプロセスを歩んでこうやっていくのかということも、もちろんご報告はしていくつもりですので、今日現在の中で、こういった形ですと、用意、というか協議がまだできていないというのが事実なので、今回、陳情に対するお答えというのは、正直、変化がないといったような状況というところでございます。

○はやお委員 申し訳ないけど、執行機関の都合で陳情を整理するわけじゃないんです。どういうふうになって、どういうふうなスケジュールをやっていくかということが決まる中で、この審査をしていくわけですよ。ということは、何を意味するかといったらば、今回の今の話で、何でまだ、すぐに都市計画決定がされていないのかということなんですよ。

今、一言、言いましたよね。同意率の問題。普通であれば、都市計画審議会にそれをお示しするときには、同意率がきちっと担保された中でやるんですよ、普通は。それにもかかわらず、今、何か同意率って言ったらば、これは、この前言ったじゃないですか。決定権者は誰だ。首長だと言ったんですよ。首長が責任を持ってその同意率についてデベロッパーと話し合っ、命がけでやっていただくというのが普通じゃないんですか。その前提条件でどうやって進めるのかと私は言っていたんです。

というのは何かといったら、都市計画審議会では私は継続すべきだと言ったわけですよ。でも、ここで、継続だったら私たちは駄目ですと言ったのは、加島部長、あなたですよ。そこで言っているんですから、責任を持って進めてもらいたいんですよ。で、進めるなら進めるなりの中で、我々はきちっと、区民の代表者であるから、その財産がどう使われていくかということをチェックしなくちゃいけないという、次の段階に入っているわけですよ。だから、あなた方は、都市計画審議会が通ったらゴーですよと言ったんじゃないんですか。そしたら推進派に対しても失礼ですよ、本当のことを言って。進めるんだから。共にやるんじゃないんですか、デベロッパーと一緒に。都市計画審議会であそこまであなたも言及したんですから、デベロッパーの問題じゃないんですよ。そういうことがあって審査会の流れが決まるんですよ。

だから僕はここで外一もやらずにちゃいけないと思っているんです。それは何かといったら、都市計画決定がされた前提ですよ。まだ決まってないと言ったらおかしいんじゃないんですか。私は推進派のほうを応援するわけでもない、止めるわけ………手続論をしっかりとやってくれということだけを言っているんです。だったらそれをきちんと一つお答えしていただきたいということ、まず外一については。

今日できないなら、できないということについては、これはきちっと委員長に整理して

もらって、言っておいてくださいよ。だからこんな話になるんですよ。2件だけという話になっちゃうんですよ。あなたたちの都合で我々議会は進んでいるんじゃないんですからね。お答えください。

○加島まちづくり担当部長 今日資料を用意させていただいておりませんので、今残っている陳情に関して、我々から、ちょっとこういう形ですというものはちょっとお答えできかねます。そこら辺に関しては、大変申し訳ないんですけども、そういったような状況でございます。

一方で、都市計画決定に関しては、審議会の可決を経ていきますので、地区計画として都市計画の決定をすることということはもう可能ですので、今、委員がおっしゃられたようなことを踏まえまして区の中で協議し、早急に都市計画決定の告示ができるようであれば、させていただきたいなというふうに思います。一方で、建築条例というものが必要になってきますので、それは今後、議会のほうに上程させていただくというような形になってくるといったようなものでございます。

○はやお委員 もうちょっとこれは平行線になるんでね。いや、私はほんと突き詰めたいですよ。何かといたら、自分たちで言ったことについて、自分たちでスケジュールを出すべきなんですよ。いつに上げる。いつ告知する。だからこそ建築条例をいつ変えますよというのを我々に言って、その中で委員長が整理をして、その審議を深めていくわけですよ。でも、いつもあなたたちが勝手に自分たちでね、気がついてみたら、もういっぱいです。審議できません。この議案を通してください。これじゃ幾ら何だって議会をばかにするのもいいかげんにしろという話になっちゃうんですよ。

そこのところについて、この定例会においてスケジュールを明確にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○嶋崎委員長 それは私のほうからまず答えます。やり取りは執行機関とやっています。手順・手続は、都市計画審議会の結果も含めて、大変厳しいんだから、そこはきちっとやってくださいよと。進捗があったら、必ずや正副には何か、詳細なことでもいいから伝えてくださいねと。こういうことは申し入れていますから、そこは信頼関係の中できちっとやっていただかないと困る話なんで、含めてご答弁を頂きたい。

○加島まちづくり担当部長 はい。大変申し訳ありません。本日、そのスケジュール感とかそういったものは、陳情に対するお答えということも含めて、用意していないといったようなものは事実でございます。今後、第3回定例会の中でお示しできることに関しまして、積極的にお示しして、ご議論いただきたいなというふうに思っております。

一方で、ちょっと外神田一丁目に関することですので、ちょっとその他でご用意させていただいているご報告をさせていただいても、委員長、よろしいでしょうか。

○嶋崎委員長 どうぞ。

○加島まちづくり担当部長 じゃあ、ちょっと担当課長のほうから、外神田一丁目に関するちょっとご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○大木神田地域まちづくり担当課長 外神田一丁目の南部のまちづくりにつきまして、口頭にて2点ご報告いたします。

まず1点目はおわびでございます。7月25日に開催された当委員会におきまして、外神田一丁目南部の地区計画及び市街地再開発事業における都市計画法17条に基づく意見

書の要旨についてご報告いたしましたが、その際の説明資料に誤りがございました。具体的な誤りの内容につきましては、資料をお配りしております。参考資料1-1及び参考資料1-2をご覧ください。参考資料1-1につきましては7月25日にお配りしたものです。参考資料1-2につきましては、それに対する誤りを訂正したものとなっております。

まず、参考資料1-1、前回、意見書総数が4,175通とありますが、参考資料1-2をご覧ください。赤字で記載しているとおりの、正しくは4,187通となります。総数といたしまして、12通、件数漏れがありました。内訳としまして、意見書の要旨、1ページ、「明確に賛成の意見が示された意見」2,553通が、正しくは2,558通で、5件の件数漏れ。それから、8ページをお開きください。「明確に反対の意見が示された意見」1,611通が、正しくは1,618通で、7件の件数漏れがございました。

本件の発見に至った経緯ですが、前回、7月25日の委員会終了後に、意見書に関する情報公開請求があり、公開に係る黒塗りマスキング対応をはじめとした作業を行っている中で、件数に誤りがあることを確認いたしました。大変恐縮ではございますが、資料記載のとおり意見書数を訂正いたしたく、よろしくお願い申し上げます。

また、8月23日に開催された令和5年度第2回都市計画審議会に同内容の報告を行ったところ、これまでの判例から見れば、要旨がしっかりと内容に転記されているため、それを審議したということについては問題なかろうという判断であるが、とはいえ、あってはならないミスであり、今後このようなことのないようしっかり管理、運営するようにと、そうした旨のご指摘を頂きました。区といたしまして、今回のミスを教訓とし、二度とこのようなことを起こさぬよう、細心の注意を払ってまいりたいと考えております。改めて、前回の委員会において誤った情報を提示してしまったことにつきまして、おわび申し上げます。このたびは申し訳ございませんでした。

次に、2点目、外神田一丁目南部地区の市街地再開発事業に関する地権者の同意状況についてでございます。同意率に関する区のスタンスといたしましては、当委員会でも既にご説明申し上げているとおり、都市計画の決定段階において考慮すべき事項ではございますが、手続を進めるかどうかは、事業そのものが公共の福祉に資するかどうかで判断すべきと、そういった考えに変わりはありません。一方、当委員会、また都市計画審議会の議論の中でも、同意率に関するご意見をたくさん頂きました。そのため、7月25日の都市計画審議会でも可決していただきましたが、その後の手続については慎重に進めてきたところです。

そのような中、準備組合から、これまで事業に対し明確に意見を表明していなかった地権者1名、また、共同住宅の区分所有者4名より、再開発事業に協力する旨の書面を取得したとの報告がありました。これにより、本再開発事業の同意率につきましては、公共を含めると3分の2以上となりました。引き続き丁寧に手続を行ってまいりたいと考えています。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。その他事項でしたけども、今、関連があるんで、一緒に報告をしてもらいました。

外一の件はよろしいですか。

○はやお委員 一つだけ。これは本当にまた議事整理になりますけれども、先ほど都市計

画審議会で、あってはならないミスだよというところまで指摘されているわけですよ。となると、何かといたら、その他事項での報告じゃないんです。ちゃんと報告事項の中で報告する内容だと思います。そういうところの中に、どうしてこういうふうになるのかが私としては理解できないんですけど、ちょっと部長、答えていただきたい。

○嶋崎委員長 いや、それは僕の議事整理権だから、まず、僕が話をします。いろいろと事例も見ました。それで、ただ、都市計画審議会のところで、岸井会長からかなり厳しい言葉も頂いた。そういう中であって、別にその他だからどうか、項目に入れるからどうかとかいうことは、いろいろと前例も見ました。で、私の判断で、その他事項でいいよという話をしましたんで、そこも含めて執行機関の考え方を教えてください。

○加島まちづくり担当部長 残された陳情に関しましては、先ほどご説明したとおりで、なかなか本日資料を持ってご説明するような状況ではなかったといったようなところがございます。一方で、前回ご提出させていただいた資料に関して、間違いがあったといったところがございますので、これは参考資料という形でご報告をさせていただきたいという旨で、執行機関側からもご相談させていただいて、このようなその他という形でさせていただいたといったようなところがございます。

次回なのか次々回なのか、そのときのその陳情のときということではなく、やはり直近で行われる委員会におわびをまずは申し上げることが必要だろうということで、本日ご報告させていただきたいなといったような趣旨でございます。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。今の、前の、公共を入れて3分の2という話について言っておきたいんですけども、今日、資料も出ないで、そういう報告事項ともなっていない中での話なんですけれども、独り歩きしてもいけないので。であれば、公共、要するに国と東京都ですよ、国と東京都で千代田区ですよ。それを入れて進めていったという事例が、先ほど都計審の専門委員の話もありましたけれども、6割でやるところはないよなという話の中でやったんだけど、そういう公共を入れたことによって、3分の2を過ぎて、超えたから、事業化したというような事例がほかにあるのかどうか。そこはもう事実として調べてきていただきたいなという。私が聞いた話では、そんなのはあり得ないと言われてますよ。手順・手続の問題なので、今日じゃなくていいですから、しっかりとした報告が出てくるときがあるんですよ。

○嶋崎委員長 もちろん。

○小枝委員 うん。そここのところで、そこも含めてちゃんと説明していただきたい。

○嶋崎委員長 だから進捗としては、同意率が若干上がったけれども、内容が伴っていないんで、今日は私は見送ったわけなんで、当然、当委員会に、私はずっと言っているよね。当委員会にちゃんとやり取りをして、報告をしてくださいねと。丁寧にやってくださいねということは、ずっとこのことに関して含めて言っているはずなんで、そこはきちっと今後の中でもやっていただきたいことはお約束をさせていただきたいことと、今の小枝委員のことにしましては、次回までに、調査ができるのであればきちっと調査をして、答えを出してください。

今日は内容に入っているわけじゃないから、今、はやお委員のところからの話なんで、私としては戻したいんで、きちっと戻した形で、これで進めさせていただいてよろしいで

すかということを確認したいんですけど、よろしいでしょうか。

○小枝委員 日テレのほう……

○はやお委員 まだ日テレが……

○嶋崎委員長 今は外一のことを言っているの。外一のことに関してはよろしいですかと言っているの。

○林委員 はい。

○嶋崎委員長 あんまり内容に入らないでくださいね。

○林委員 ……資料……

○嶋崎委員長 何、その言い方。ちゃんと言ってくださいよ。

○林委員 参考資料についての取扱い。

○嶋崎委員長 はい、林委員。

○林委員 二つあって、一つが情報公開請求があったからエラーに気づいたと。要はチェック体制のところ、今後どういう手続をすればチェック体制が資料に、大事ですよ。今回の場合は、かなり数に差があるわけなんで、よかったんですよ、結果的には。ですけど、そうじゃなくて僅差の場合であるとか、そういうときに、もしものときがあったら大変後々禍根を残すことになりまして、行政文書というのはやっぱり一定程度の信頼感とこの下に入っていますから、情報公開請求がなければこれに気づかなかったのかどうか。そして今後どうするのかということです。

もう一点がこの参考資料の取扱いについてです。前回の委員会というか、委員会資料というのは公的なもので、これは別に僕らの委員だけに配られるものじゃなくて、便宜的に配られるんですけど、あくまでも委員会というのは、区民に対して資料提供を行政側からすると。区の正面玄関にある告示と一緒にですよ。前回このミスがあった資料というのの取扱いと、今回、参考資料になっているんで、これというのは委員会の正式資料になる形なのか、訂正なのか。前回の委員会資料を要は撤回の手続を取るのか取らないのか。要は間違った文章だけがずっと添付されるわけですよ。この取扱いについて、法規のほうですとか区議会事務局ですとか、どういうやり取りをしてこういった参考資料になったのか、お答えください。

○前田景観・都市計画課長 受付事務は景観・都市計画課で行ってございますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、1点目のチェック体制のところでございます。このたびこういった情報公開請求がなければ発見に至らなかったのかといったところでございますけれども、改めまして、そうした場合がなければ、実際こうした確認をすることはなかったといったことでございますので、こうした機会があったことが起因となって発見するに至ったというふうに認識してございます。大変申し訳ございませんでした。

その作業といたしましては、通常、二重チェックというものを徹底させているものですから、行うようにしておるんですけども、このたび多数の意見書のほうを受け付けてございます。その際、一定の様式でご提出を頂いているものにつきましては、中身自体はきちんと確認をしておったんですけども、その上で、カウントをするときに、できるだけ人的ミス減らすために、二重チェックの中の一つ、人がチェックするものと、コピー機を使って、スキャン機能、これを用いて枚数のカウントをいたしました。ということで、



最初、私どもとしては人的ミスが減らすためにこうした取組を行ったところでございますが、実際は恐らく2枚同時にスキャンしてしまったとか、3枚とかといったものがありまして、そうした数のカウントに当たってミスが発生したといったところでございます。

改めまして、こうしたことが起こらないように、次回以降、どんな件数であっても、人の二重チェックを行うといったことに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、2点目の資料の取扱いについてでございます。私どもとして、こうした形で参考資料といった形でご提供させていただいてございますが、資料としては公開させていただきたいというふうに考えてございます。ちょっと、すみません、その取扱いの、これが、報告案件と参考資料との取扱いについては、すみません、まだ確認が足りていないところで恐縮でございますが、議会資料としても公開をお願いしたく考えてございます。

以上でございます。

○林委員 間違いというのは、これは誰しもある話なんで、これはもう今後しっかり、より丁寧にできるようになればいいねと。技術も含め、人的も含め、そこは、とやかくというか、大事なことなんですけども、今後気をつけていただけたら。

問題は資料なんですよ。取扱いの前回の資料を、要は撤回の申出というのはされたんですかね。間違った資料を委員会に出されたわけですから、撤回の申出がないと困るわけですし、正式な資料として、委員会資料として、これは繰り返しになるけど、僕らの委員に出すわけじゃない。区民に出しているわけですよ。前回の撤回は区民に出すわけですよ。この申出というのはされているんですか。

○加島まちづくり担当部長 正直なところ、そこら辺の関係をちょっと議会のほうと調整というのはしていないといったのが事実でございます。前回に関しまして、都市計画審議会に提出した資料というところで、参考資料という形で提出させていただいたといったようなところがございまして、今回も同じような形で、参考資料という形で執行機関としては出させていただいたといったような状況でございます。改めまして、議会事務局のほうも調整を図り、区民の皆様にも、より分かりやすいような状況がどうあるべきかといったようなところをちょっと協議させていただきまして、そういった対応をさせていただければなというふうに思っております。

○嶋崎委員長 はい。ほかに、いいですか。

ちょっと日テレに、じゃあ、先ほどのところで質疑が入っているんで、日テレの答弁から。さっきのところ。

○はやお委員 答弁したんだよね。それで……

○嶋崎委員長 いいの、もうそれで。あれでいいの。

はやお委員。

○はやお委員 何でこの緊急性があるかという、もうこれは時間をかけてというつもりではないんですが、結局、当初日テレのほう、また役所のほうも、高さのほうを90ということで、その中での話を進めていたと。だけでもやっぱり学識経験者が、この前の都市計画審議会において、80というメートルのやつを出してきて、今、先ほどの説明をお聞きすると、その結果を日テレのほうに投げているとおっしゃっていましたね。それはそれでいいんです。それはまた地元のほうでみんながすり合わせをしていけばいいんです。

私が総合設計制度について確認をしたいというのは、総合設計制度の網がかかったとこ

ろについては、スタジオ棟のところなんですよ。ですよ、確認だけど。そこをまず一つね。スタジオ棟のところを総合設計制度でやったと。高さが欲しかった。調べたんですよ、私もそれは。それだけでも、容積が少し余ってましたねというのは、調べて分かったんです。で、今回の促進法によって、あそこのところも含めて広くするという点に関して、これの手續・手順について、これは問題ないんだということをやっぱり資料として説明が欲しいということなんです。そういうところについて説明いただければ、やはりこれについては、素人考えですよ、再開発促進法によってやって網かけをしておいて、それでさらに、実を言うとその前に総合設計制度を使っていた。そんな高さを取っておいて、それで容積が余っているからそこも街区に入れるよというのがね、私はちょっと理的に言って、よく理解できないんですよ。だから、そこは問題ないということ、判例とか実例を基に説明してもらいたいわけです。

それと、やはり一番大切なことは、僕も委員長をやっていましたよ。あそこのところは地区計画の網がかかっていたから、基本的に難しいと、ずっと、悪いけど担当から言われていたわけですよ。そうだろうなと。大方の人間が同意しないとできないだろうな。と言いながら、ここのところだけを抜いてできることになったと。その抜いてできることになったということが理解できないんです、また。そういう事例があるのかないのか。

私が縦横斜めに見ても、中身はもう言いませんよ。住宅の閑静なるという地区計画の目的がはっきり書いてあるわけですよ。そこのところについて論破できる整理をしておいてくれということ、私は投げかけたつもりなんです。だからこそ、ここにたくさん書いてあることについては、80メートル、90メートルが80メートルになろうと、そんなのは関係ないんですよ、私は。ちゃんと制度論がしっかりと適正、手續に基づいてやっているかどうかということを知りたいんですよ。

なぜかといったら、私、2年前のときになんか、できないと言われていたんですから。それがいつの間にかできることになったことを、はっきりと、そのところについて分かるように説明してもらいたいということなんです。それ、あんまりにもね、だからこそ時間がかかるだろうと。だから、この陳情についてだって、街路樹のことをやる前に、日テレのことだって整理をして、そして、これが90から80になったときについても、問題ないね、すぐゴーにできるようにやるのがあなた方の仕事の仕方なんじゃないんですか。そこをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 大変失礼しました。陳情の中では、今後の取扱いというか、地域の方々の意見だとか、そういったような内容だったかなといったようなところなので、それに関しましては、新たな提案というか、計画というか、そういったものが出てこない、なかなか進められないんじゃないかなといったことで、本日、陳情に対しての進捗がないといったような状況で、ご説明させていただいたといったようなのが事実でございます。

一方で、今、はやお委員が言われたものに関しましては、昨年度から実施してきた中の経緯のお話が多分に含まれているかなというふうに思っております。当委員会では、昨年度の二番町の地区計画の変更に関してのご説明というのは、一切細かいことはしておりませんので、やはり改めてそこら辺の手續、日本テレビ側から都市計画提案が出て、その後、公聴会だとかを開いた中で、二番町の地区計画の案だとか素案だとか、そこら辺がどう変

遷していったのか。そういったご説明をさせていただく必要が今あるのかなというふうに思いました。それに合わせて、日本テレビのスタジオ棟ですね、スタジオ棟が総合設計制度で公開空気を造って、容積を割増しして建てたといったような状況です。

今回の、またちょっと資料があったほうが分かりやすいと思いますので、資料でまたご説明させていただきますけれども、今回の提案に関しましては、そのスタジオ棟も含めた日本テレビ全体の二番町の敷地全体に、再開発等促進区を定める地区計画というものをかけるということなので、単純に考えると、総合設計で容積をもらった分をプラスアルファになるんじゃないかといったようなところを考えられてしまうんですけど、そうではなくて、新たに再開発等促進区の地区計画で、空地だとか地域貢献だとか、そこら辺で容積率の割増しというのがありますから、その割増し容積の中でスタジオ棟も成り立っているといったような形になりますので、二重で容積を割増ししてもらおうというようなことではございませんので、これは改めて資料によって、ちょっとご説明させていただければなというふうに思っております。

○はやお委員 最後。まず、もう一度確認するのが、結局は、改選後というのは新たなスタートなんです。もし改選前だったら、審議未了は廃案になるわけですよ。選挙が終わった後というのは、本当は一からの説明をしなくちゃいけないんです。私は当然のごとく、これで5期目ですから、当然、議事録を全部読んでいますよ。けども、あなた方がやらなくてはいけないことは、この委員会で、ある程度のサマリーされたことについては報告しなくちゃいけないんですよ。新しい人たちもいるんですから。そのことをずっと言っているんです。同意率が何%なのか何なのか、全部調べていますよ、はっきり言って。その上で聞いているんですから。だから、そのところについては、改選後は、これは新たなメンバーのスタートですから、しっかりとやっていただきたい。

それと、今話があったように、これも同じなんですよ。陳情のこのことについては、加島さんなのか行政側なのか、自分勝手なところで、進んでいない、だから必要ないと言っているかもしれないですけど、基本的なところの確認が必要なんです。だから問題ないんだということをしっかりやらなければ、この審査ができないわけですよ。だから、そのところについて、自分たちの判断ではなくて、議会の大きな流れの中での確認もしっかりしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○加島まちづくり担当部長 本日、陳情に対してのお答えというか、説明はちょっと準備していなかったといったようなのは事実ですので、それは大変申し訳なく思っております。今後、陳情に関しての議会とのやり取りを丁寧に進めていきたいなというふうに思っています。

一方で、もう改選になって、全て今までのやつを細かく説明するかということ、日本テレビとか外神田だけではなくて、我々が今進めている全てのまちづくりを全て説明するかということになると、ちょっとそこら辺はどうなのかなと。そこら辺はやはり当委員会の中でいろいろと相談させていただいて、報告なり、この案件に関してはゼロベースで最初から説明したほうがいいよねだとか、そういったところが必要なのかなというふうに思っております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

小枝委員。

○小枝委員 今のというか、ちょっとこの件で一つ確認をやはりしておかなければならないと思っているんですけども。というのは、二番町のほうの件ですね。議会というのは意思決定機関ということです。行政に情報が全部集中していて、行政が情報を出さないことによって議会が判断をできない、あるいは違った判断をしてしまうことが、後に大きな影響を与える場合がよくあります。

今、この件について、一番気になる、気になっているところというのは、もう既にこの四番町のほうの開発が動き始めていると。そういったことの動きが行政側に提出されているのか、あるいは提出されていないにしても、話が来るとすれば、どのセクションに、どのような形で、もう既に二番町のときに経験しているわけですから、どういう形で頭出しをされるのが、始まり、行政としてのプランの提出の始まりというふうになるのか。もしくは、もう全く非公式の、夜の座敷じゃありませんけれども、そういう形で接点があるものなのか。

そこら辺が全く見えない中で、これは1枚の土地ですので。まちはつながっていますから、道1本で。その状況というものを、把握している部分があれば、これも地図情報も含めて、進行状況、今現在明らかになっていることがあれば出していただきたいし、明らかになっていないのであれば、今後動きが当然ありますので、それはどこから始まるのか。そのときには、先ほどから委員長が言われているように、丁寧にね、丁寧に報告してくださいよということについては、当然これはもう、この総合設計のときから行き違い、もう区長のほうに平成27年で要望書が出ていたときに、その要望書があったことは、当時は木村委員がいましたから、木村さんのほうから、出ていますよねという話で、出ているんじゃないですかと、もう前年か何かに出ていたんですよ。そういうふうな裏裏じゃなくて、表でちゃんと出してもらいたいのです。

質問と言うならば2点。1点目は、もう既に動きがあって、行政は把握しているのか。把握していないとするならば、今後動きがないことはあり得ないので。何百億も投資してのことなので。そうすると、やはりスムーズに、スピーディーに、こういった方法でどういうふうにしていくのがお互いにいいのかということ、やはり知りながら動けなきゃいけないので、どういうふうに始まるものなのか教えてください。

○加島まちづくり担当部長 四番町の話ですね。本当に聞いていないです。

○小枝委員 一切。

○加島まちづくり担当部長 はい。計画だとか、そういったものは聞いてはいないです。

○小枝委員 はい。

○加島まちづくり担当部長 はい。それは調べていただいて全然構わないんですけど、どなたが今計画されているかと言われたのが、逆に聞きたいぐらいなので、どなたが言っているのかなといったようなところですよ。

○小枝委員 それは、だから、全然、まちのうわさなんで。

○加島まちづくり担当部長 まちのうわさが——まちのうわさというのは、誰がそういうこと言っているのかというのは、ちょっと私は知りたいぐらい。

○嶋崎委員長 ちょっと待って。まちのうわさを、悪いけど、委員会に持ち込んで、正論でやり取りしないでくださいよ。うわさはうわさなんだから。

○小枝委員 委員長。

○嶋崎委員長 いや、悪いけど、議事整理権は僕が持っているから、これ以上、今日のところで、やり取りは。

○小枝委員 ですから、私が聞いているのは……

○嶋崎委員長 いや、やり取りは、ちょっと聞いてください、私の話を。

○小枝委員 断定して言っていないですよ。断定して言っていないんですよ。

○嶋崎委員長 いや、今、まちのうわさと言ったから私は言っているんです。そんなことをね、正式な場で言わないでくださいよ。

○小枝委員 地域の情報を得ながら仕事をするのは議員の仕事ですから。

○嶋崎委員長 ないと言っているんだから。ないと言っているんだから。

○小枝委員 いや、それは否定していません。

○嶋崎委員長 ないと言っているんだから、ちゃんと聞いてくださいよ。

いずれにしても、進捗があったり新しい情報があれば、当然、これは何回も、私、さっきも言ったけども、当委員会にはきちっと説明責任をしてくださいよ。同時に、情報も頂かないと、我々は判断できなくなるわけだから。そこのところはしっかり、これだけいろいろと大きな問題になっている再開発なわけだから、うわさだとか、それからそういう類いの話ではなくて、きちっとしたもの、書類で出せるものは書類で出してもらい、資料として出してもらい、そういう手順・手続だけは踏んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○加島まちづくり担当部長 もちろん正式に区が得た情報で、公表できるものについては、なるべく早く、まちづくりはそうしたほうが良いなというふうに私は思っております。

先ほどの、1点目の答えは先ほど申し上げたんです。本当に計画に関しては聞いておりません。

次の、計画に関してどうやって進めたらというような、どういう段階でというのは、今回の二番町の中で私たちが思っているのは、やはり地域の中になるべく早く情報提供をしていただくことが一番大事なのかなといったように思っております。日本テレビ通り沿道には協議会がございますので、四番町に関して今お知らせできるぐらいのものがあつたら、日本テレビさんのほうからやっぱり、こういうことを考えていますというのをまず言っていただくことが必要なのかなと。そういったところで、やはり四番町も大きな敷地になってくるんだろうなとは思っていますので、やはり地域の皆様と一緒に、地域の課題だとか、こういうふうにしたほうが良いよねというのを、なるべく早い段階で、協議会なりで議論をしていただくのが一番なのかなというふうに思っています。そういった形でまとまってきたものを、もちろん当委員会、議会のほうにも報告させていただきながら、進めていく必要があるんだろうなというふうな認識でございます。

○嶋崎委員長 はい。そうしてください。

小枝委員。

○小枝委員 ご答弁いただけましたと思います、今の答弁で。誤解してほしくないのは、私は、悪かれと思って言っているわけではないんですよ。後で言うともめるから、早めに言って、しかも備えていただきたい。その備えるためには、できるだけスムーズに、早くいい方法で進んでもらいたい。これ以上つまづくことはしてもらいたくないという気持ちは、もう切に、もうお願いですからぐらいに思っています。そのためにどうするかということが、

先に協議会でということがありましたけれども、いいのかどうか。非常に空間をいじるものですから、しっかりと見える形で模型などを作って、よりいい方法で、対話をしながら最短距離で、当然、企業ですから利益を出していかなきゃならないのは当たり前だと思っているんですね。まちの要求を満たしながら、より将来に禍根を残さないような方法を、私のほうは提案をしながらやっているつもりです。

なので、何か意見を言うことが流れを阻害するというふうに思ってしまう行政の立場が、考え方が、物事をより難しくしているということは、これは意見としてお伝えしたいですし、分かってもらいたいなというふうに思います。非常に重要なところにあると思いますので、それは邪魔する意味で言っているのでは全くありません。建設的な意味で言っております。ぜひその立場で受け止めていただきたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。ご意見として伺います。

それでは、日程……

○岩田委員 一つ確認したいんですけど、いいですか。

○嶋崎委員長 内容は今日やっていないんですけど。

○岩田委員 内容じゃないです。先ほどの答弁の確認で。いいですか。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 すみません。ありがとうございます。

先ほどの日テレのお話で、都計審で、ある程度、広場で80メートルということで、積極的に進めてほしいというお話でしたよね。先ほど「積極的に」というふうに。

○嶋崎委員長 「積極的に」なんて言っていない。今、ポールがあるのは、あくまでも日テレさんにあるわけで、そこをきちっと審議をした中で、都計審なり、まあ都計審に戻す話だよね、都計審の方たちが学経に投げて、学経から、今、日テレさんに行っているわけだから。そういう話を、経過経緯の話をしただけだよね。

○岩田委員 先ほど、積極的に進めてというような話だったので、区としても積極的に進めていきますというふうに。

○嶋崎委員長 よく聞いたほうがいいよ。

○岩田委員 はい。なので、もう一回お願いします。

○嶋崎委員長 もう一回答弁。

○加島まちづくり担当部長 都市計画審議会での学経さんが言われた言葉は、あんまりこちらが変えるということはしてはいけないんだろうなということなので、前提条件が先ほど、街区広場だとか、あとバリアフリー、それと高さに関しては60、80といったようなものがあると。それを日本テレビのほうに伝えてくれということなので、そういったご意見があったので、それを踏まえて、先ほど、すみません、ちょっと細かいところまで覚えていないんですが、日本テレビに積極的に検討してほしいと言ったのかもしれませんが。

○岩田委員 うーん。

○嶋崎委員長 よろしいですね。

それでは、日程に戻りますよ。日程1、陳情審査に入ります。最初に送付5-34、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書を審査いたします。陳情書の朗読は省略をさせていただきます。本陳情については、委員、理事者のみ陳情者をマスクングしていない文書を配付してありますので、委員、理事者の皆様は十分にご留意を頂きたいと思いま

す。

それでは、まず執行機関から、この状況の中の情報提供があればお知らせください。

○須貝基盤整備計画担当課長 送付5-34の神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書につきましては、送付5-7の神田警察通りⅡ期工事の中断と調整を求める陳情並びに送付5-20の神田警察通りの街路樹伐採を伴う工事中断と対話の場を求める陳情と同じ内容と認識しております。それぞれ令和5年3月8日の企画総務委員会並びに令和5年7月25日の環境まちづくり委員会にて審査が終了していることは、委員の皆様ご承知のとおりでございます。

また、陳情審査の中で既に申し上げており、繰り返しになりますが、本件工事は、神田警察通り沿道整備推進協議会における類似の検討結果を踏まえたものであるだけでなく、多くの方々から、狭い歩道を、子どももお年寄りも、障害をお持ちの方も、自転車の方もベビーカーの方も、誰もが安全で安心して通行できる歩道にしてほしいという要望や、イチヨウの植え替えを求めるご意見を頂く中で、計画立案に至ったものでございます。商売をされている区民の皆様からも、早期に整備工事を遂げてほしいとの要望を頂いております。区といたしましては、区議会の適正な議決、陳情審査の結果を踏まえ、執行機関として責任を持って本道路整備工事を計画どおり進めることについて、考えに変わりはございません。

○嶋崎委員長 はい。執行機関からは、特に変化がないと。それと、以前に審査をいたしました送付5-20がほぼほぼ内容は同じであると同時に、7月25日の委員会において、当陳情に対して全委員の合意の下で、委員会としての取りまとめ文を、文書を作りまして、審査を終了したところでありますので、今の執行機関の報告と、そして今の私の整理を踏まえた形で、本件に関する審査はいかがいたしましょうか。

○桜井委員 執行機関がそのような見解で、全く同じ趣旨なんだというのは、執行機関の考え方でして、議会としてどうなのかということが求められてくることだと思いますけど、私も、7月7日と25日でしたっけね、そのときのいろんな議論等々に私も参加させていただいて見る中では、この今回の場合でも、この工事の一時中断ということがタイトルにも出てございますけども、このことについては、当委員会の中でいろいろな意見はございましたけども、ありましたけども、これについては、全会一致だったかな、で陳情者のほうにお返しするという事で、これについては審査が終わっているというふうに私は理解をいたしております。

今回の件につきましても、同趣旨の陳情ということもありますので、同様に陳情者のかたにお返しするという事で、この陳情審査は取扱いをしてもよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○嶋崎委員長 ほかにありますか。

○岩田委員 その取扱いの前に、ご説明で、自転車の方も安心して通れる歩道というようなお話でしたけども、自転車って基本的には車道ですよ、走るの。ここは歩道でも自転車が走れるようにするという事なんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 おっしゃるとおり自転車は車両ですので、車道を通るところが基本でございます。ただ、この神田警察通りにつきましては、一方通行で、神

田駅のほうからこちらに来る場合は、車道を通ることはできませんので、歩道を通ることになります。その歩道のところを安全に通れるようにという整備工事でございます。

○岩田委員 ふーん。

○嶋崎委員長 はい。ほかにありますか。

○小枝委員 前回、7月25ですかね。その前が7月11、7月7日。

○嶋崎委員長 7日。

○小枝委員 の陳情審査のときに、印出井部長のほうから答弁があった中に、妨害の理由をつくった当事者が、それをもって中断せよというように言うてくるということは、我々としては非常に理不尽だなと。ガイドライン自体を出すことはやぶさかでございます。そういったこと、認識でございますというふうに言っているんですね。で、このところ、夏を越えまして、いろいろなまちの方とお話をする機会もあり、今日のこの陳情書もそうなのかなというふうに思うんですけども、これまでのI期での明大通り、神田警察通り、それでまた今回も、議案ですから言えませんが、東郷公園、様々なところで住民の声を聞いて、これ、設計変更して、当然、変更するためには一時中止するという事になって、それぞれ費用もかかるというようなことを、これをやってきている。設計変更のガイドラインに基づいて、何ならば変更し、何ならば変更しないのかということについて、何か基準、もう、ただ、職員の裁量だけなんですか。基準があるんですか、ないんですか。あるところでは、というか恐らくここ10年か、振り返ったら、物すごくたくさん変更しているわけですよ。していますね。私、記憶にあるだけでも。それはもう何千万、何億、それぞれ物価スライドがあるからかかっている。職員の裁量で何でも決められるのかどうかということについて、ご答弁を頂きたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 契約変更ガイドラインの目的、この前もお話したと思うんですけど、設計変更を行う際の発注者及び請負者の双方の留意点や、設計変更を行う事例など、それを示しているというものです。ですから、それを一時的に中止すると、そういう義務を負うものではないと。

工事を、どう判断するかということですけど、契約変更をする必要を感じていないという、感じていないというか、する必要がないという、今のところの判断でございます。

○小枝委員 それでは答弁になっていないわけですね。基準があるんですかということを知っているんですけど、判断基準が。これまでの事例について、振り返ってみたことはないと思うんですけども、しっかり振り返ってみれば、住民の意見を聞いて判断、変更していくということは、ままあったと思います。

これ、私はもう、それこそ町会長も含めた多くの方々から、割ともうここに来て、なぜ区は調整をしないのかと。今までそういうふうにしてきたのに、なぜできないのかと。議決議決というけれども、それを言ったら東郷公園だってしていますし、神田警察通りもしています。東京で言う白山通りだってしています。みんなしているんですよ。していないで工事しているものは一つありません。みんなしているんです。だけれども、住民との現場の調整、意見のやり取りが必要であるというふうに判断した場合、それをやってきているわけですから、この前回の答弁に基づいても、これも、もうちょっとちゃんと、行政の独断専行ではなくて、ある程度やっぱり適用する、しないというものに、こっちはやるけどこっちはやらない、こっちはこの偉い人だから聞くけど、こっちは女の人だから聞か



ない、みたいなことになるとやっぱりまずいと思うんですね。その基準をちゃんと出していただきたいんですよ。この間、変更してきた事例と判断基準、そうしたものが何もなくて、行政というのは行政だけに権限があるわけじゃない。住民に託されて権限があるわけです。その様々な調整を要する場合、することも含めて行政の仕事なんです。

私たちは、何度も言っていますけれども、工事を進めていただきたいと思っています。そのためには、工事をするためには、調整をしなければならない。それをかたくなに、ここだけはしないというふうになっているのは、非常にいろいろなところから、ちょっと行政の仕事の仕方としてどうなのかという疑問が出てきている。その一つの事例が、この今回出てきている陳情書なんじゃないかなというふうに思いますね。基準を出していただけませんか。

○印出井環境まちづくり部長 契約変更ガイドラインがまさに裁量基準でございます。

○嶋崎委員長 ガイドラインに基づいてということ、という答弁だね。

○小枝委員 そのガイドラインを持っています。そのガイドラインには、工事請負契約における設計変更ガイドラインとなっていて、工事を一時中止する場合ということで、請負者の責によらないトラブル（地元調整等が生じたため工事を一時中断した場合）、これを適用するかしないかの判断の基準を示してくださいと言っているんですよ。今の答弁では、条例に一文あります。あとは知りません。と言っているようなもので、それでは独断専行になってしまって、行政の独裁になってしまう。そうではなくて、ちゃんとかくかくしかじか、しっかりとした判断の筋道みたいなものをやっぱり整理する必要があると思うんですね。それは、税金で仕事をしている分だけ、やはり仕事というのはやっぱり結果が示されるわけですから、本当に工事を進めることが目的であれば、何度も言っているように、Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期、Ⅴ期のほうからやってくださいよということを行っているわけですよ。だったら、まあ一個一個にしますけれども、その基準をちゃんと出していただきたい。

○印出井環境まちづくり部長 前回もご答弁申し上げましたけれども、そこに示されている具体的な事例については、一つの運用する場合の例示であるというふうに考えています。

それから、先ほど調整を全くしていないというようなお話でございましたが、これまでも繰り返し申し上げます。当初、工事に着手した際に、4か月間、一旦工事を停止して、公開の場で2回、いわゆる街路樹を守る会の方々のご意見、多分延べ3時間ぐらいですかね、もっとですかね、双方の意見を、推進してほしいという双方の意見を交換させていただきました。さらには、それ以外にももう一回、直接、沿道区民が意見を交換する機会を設けさせていただきました。

そういった調整の中で、これまで区、執行機関の責任として、議会にもご提出をして、様々なご議決、ご論議を頂いたことと、今回反対をされる方々との調整は、これ以上進めても難しいだろうということ判断したわけでございます。その後につきましては、実力を持って止めるような行為があるからといって、工事を中止するということについては、私は非常に遺憾なことだというふうに考えております。ですので、今後も含めて、今、区の考え方としては、現状の中では工事を中止するという考えはございませんので、ぜひご理解を頂きたいと思えます。

○小枝委員 する気があるかないかということを知っているんじゃないんです。そういう、どういう基準で判断しているのか。例示した中でも、東郷公園の上段のところについては、

住民の意見、これは実力行使なんか何もしなくても、ちゃんと行政に言えば、当初はもう膨大な陳情があつてのことですけれども、一旦切ろうと思ったものも残して工事をすると。年数もかけて、やっぱり丁寧にやるわけですよ。それで、住民はもう相互にそれを知っていますよね。明大通りのところもそういうふうな形でやってきた。

そうした、今回はもっと町会長さんなども含めて、何で区はこんなにむごい、無体なことをするのかという、その思いでこういうものを書かれているというふうに聞いているんです。その思いを、ただ、私はそう思いますということでは踏みにじれないと思うんですね。まして住民は学習していますから、何か声を上げた住民がいるから、止まっているとかお金がかかっていると区は思っているんだけど、実際はもっとひどくて、明大通りの工事のときも、植樹の上に、もうずぼっとまたぐような形で、何ですか、ガードレールが置いてあって、結局誰が何も言わなくても、初めから工事をやり直さないと駄目な状態が発生しているんですね。

そういうことを神田警察通りの方もご存じで、今の設計どおりにやられたら、非常に道は使いにくいものになるであろうということを、皆さん割と、それは本当に切に進めたい方も含めて、もう知っているんですよ。だから、そういう状況のまま、もう反省なくやるんですというやり方がこの事態を招いているわけで、住民から言えば、ちゃんと仕事を適正にやってくださいよということを申し上げているわけで、議会が適正な判断をするために、この間の工事変更したものの事例を出していただきたい。そして、今現在、この工事を、今ここに至って、どのくらい金額的にも増額をされているのか、結果的にどうなっているのか、もう数字をこれについては出してもらいたいんですね。

その上で、曖昧模糊としたものではなくて、結局、今調べたんですけれども、Ⅰ期工事のときに中止した費用で、17か月分で3,500万。こちらの、何ですか、神田警察通りでも18か月で4,000万。でも、その中には、もともと設計のミス、過ちも入っているんですね。東郷公園もご存じのとおりなんです。そういうものを出していったときに、結局ちゃんとした対処をすれば、次は、もう人間のやることだから間違いがないということはないんだけど、もっといいやり方で進めようねということになるはずなので、そういうふうなことにしていかなきゃいけないと思いますから、今まで住民の意向を踏まえて設計変更した事例というものを、資料として出していただきたい。

○印出井環境まちづくり部長 今、この陳情について、資料としてお出しするということは考えてございません。東郷公園や明大通りについては、工事の変更等について、公園の整備の協議会や沿道整備の協議会等で情報共有をしながらご理解を賜った。契約の変更に至る過程の中でも、議会において経過情報の提供をしながら、ご理解を得ながら契約変更してきたという経緯があるのかなというふうに思っています。警察通りのⅠ期についても、議会において一定のご理解を得る中で変更してきたんだろうなというふうに思っています。

本件については、もう繰り返し、数次にわたるご審議の中で、やはり沿道整備、まちづくりと一体となった今後の沿道整備を考えたときに、街区ごとに、物理的な実力行使があるから工事を変更するとか止めるとかということになると、沿道全体としての整備というのが、これはもう空洞化するということになるかなというふうに思っています。そういう意味で、沿道全体の整備の在り方については、沿道整備協議会で長い間かけて議論し

て積み上げてきて、これは計画も含めて議会でご議論いただいていると。そういった積み上げと、今回変更を求めるに至るこの事態が発生した経緯もご審議いただいていると。議会の中で、大方、変更したほうがいいよねというようなご意見には今なっていないんだろうなということも、我々としては踏まえてございます。

いずれにしても、全く調整をしていないということではございませんので、それについてはご理解を賜りたいと思います。引き続き、Ⅱ期工事については推進をしていくという考えに変わりはありません。

○岩田委員 関連。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 先ほどの答弁で、たくさん今まで調整もしてきたという話で、延べ何回かで3時間と、あと1回ぐらいという話ですけど、私から言わせれば、たったそれだけなのという気がするんですよ。1回の委員会だって、2時間、3時間すぐたっちゃうじゃないですか。それで、延べ3時間やったからこれでもういいんだ。それはないですよ、中身が問題ですよ。時間とか回数の問題じゃない。全然駄目です、そんなの。

あのね、まず工事とかね、これだけじゃないですよ、ありきで、丁寧な説明をしてまいりますなんて言っても、全く意味がない。だってもうそんなのは単なる説得、住民を説得しようとしているだけ。言い訳にすぎないですよ。だったら、それは工事とかを決定する前に交渉をするなり説明をするなりするのが当然ですよ。

先ほど小枝委員からの質問でもちょっとあった、この「妨害の」と言い方もあれなんですけども、妨害の理由をつくった当事者が中断せよというように言うのは理不尽だと。で、今回のこの送付5-34の陳情書を見ると、今まで名前の出ていなかったような方々なんですよ。だから、いわゆる区が言う、理由をつくった当事者ではない方々、こういう方々からこういう陳情が出てくるということに関して、区はどのように思っているんですか。

○印出井環境まちづくり部長 今までも、詳細には把握し切れませんが、いわゆる区を訴えている訴訟の原告以外の方々が、人数的に見ても、陳情などに賛同されているということは承知をしていますので、そういう状況はあるんだろうなというふうに思っています。ただ、具体的な陳情の内容については、ガイドラインの関係性等々も含めて、これまでもご審議いただいた内容と同じですので、私どもの考えに変更はございません。

○岩田委員 いやいや、そうじゃない。そこじゃない。そうじゃないですよ。勝手に、今まで訴訟を起こしてきた人たちの中にも、今回、送付5-34の人たちがいるんじゃないかみたいな感じの言い方に聞こえたんですけども、全然違うよ。（2文字削除）の方とかも——あ、言っちゃ駄目ですね。すみません、今は訂正で。ごめんなさい。削除してください。この神田警察通りのところではない方からも出ている。そのことに関してどう思っているんですかということを行っています。

つまり、7月の委員会の中で部長がおっしゃったんですよ。この妨害の理由をつくった当事者が、それをもって中断せよというように言うというのは、我々としては非常に理不尽だと。じゃあ、これ、理不尽じゃないじゃないですか。それをどういうふうに考えているんですかという質問です。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどご説明した、またこれまでの経緯もそうなんですけ

れども、こういった内容、ガイドラインに沿った取扱いについての区の考え方は、先ほど申し上げたとおりでございます。それになお、その原因をつくった方々が、違法な妨害行為を用いた方々がそういうことをおっしゃるのは、輪をかけて、輪をかけて理不尽じゃないかと。それ以外の人についても、こういった形の中止、中断を求めることについては、我々としては理由があると。引き続きやることについては理由があるというふうに思っています。それが、さらに原因をつくった方々がなお、ということについて、繰り返しになりますけども、輪をかけて、そういったことを受け止めるのは非常に困難だという認識をお示しさせていただいたところでございます。

○嶋崎委員長 かみ合うように質疑してくださいね。

○岩田委員 はい。じゃあ、それちょっとお伺いしますけど、先ほどの設定変更ガイドラインのところで、このガイドラインの5ページのところの⑦の、この矢印の四つ目に、請負者の責めによらないトラブル（地元調整等が生じたため工事を一時中断した場合）というのは、これ、当てはまるんじゃないですかね。それでも、それを適用するかしないかというのが恣意的な判断になっているというのを、先ほど小枝委員はおっしゃったんですよ。でも、それ、全然答えになっていないんで、ちゃんと言ってください。これ、書いてあるじゃないですか、ガイドライン。それが例示的というんだったら、まさに例示に当てはまりますよ、これ。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申しましたが、一つの例示として挙げているもので。

○岩田委員 当てはまっているじゃないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 それが、工事を一時中止する義務を必ず負うというものではないという認識でございます。

○印出井環境まちづくり部長 付け加えて、ちょっと今の。

○嶋崎委員長 はい、部長。

○印出井環境まちづくり部長 と、請負者からも、そういった形で今回の工事を中止をすると。請負者の責めによらないという中で、そういう話もございませんので、我々としては、当初、工事を計画し、これまで累次にわたる議会でのご審議も頂き、それは反対される方、あるいは議員の中でも反対される議員の方もいらっしゃいますけれども、全体の中では、先ほど冒頭、課長が申し上げましたとおり、進めてほしいというようなご意見を頂く方も非常に多くなってございます。そういう人たちの思いはどうなるんでしょうか。我々はそれらを踏まえて工事を進めるべきだというふうに考えております。

○嶋崎委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 調整の内容ですとか、思い、回数とか思いとか、もちろんそれもすごく重要なんですが、このこちらの陳情にもあるほかの事例、特に公園ですよ。公園の中のことと、この道路、道路の整備というのは、そもそも安全性ですとかバリアフリーですとか、そういったことから始まっている部分もやっぱり多くあると思うんですね。

バリアフリー基準が、特にここは特定道路で、施設も説明、ありますよねと。障害者施設、高齢者施設がこれから建設中の中で、ここのバリアフリーというのは、特にここはすごく重要なんだよねというところも、また一つの道路整備のスタートだったわけですから、これは、いやいやいや、譲り合えばいいよねというような意見ももちろんありましたけれ

ども、やっぱりここはこういう道路として、これだけの幅員を持たせていくものを道路整備していくんだよということは、まず前提として、それを、調整を積み重ねれば、調整を積み重ねれば、バリアフリー基準は別に守らなくてもいいというわけではない。そこはやっぱり区としてしっかりと、調整を重ねたとしても、ここまではしっかりと道路整備していくよと。安全性を確保していくよということは説明していくべきだと思うんですよね。

公園のこの機能、この好みの木、ここはいいよね、そういう話と全く同じではないと思います。そういう意味で、しっかりとその説明をしていくべきだと思うんですけれども、そこについては調整で何とかなるものなんですか。その調整次第ということなんですか。で、バリアフリー基準、バリアフリーの考え方というのは、考えが変わるものなんですか。

○印出井環境まちづくり部長 これも、これまで様々、区議会の中で一つの論点になったのかなと思います。特定道路における有効幅員の確保というのは重要な要素であって、それはやはり基準に対してどうなのかということ、我々としては慮らなければいけないというふうに考えてございます。当然、全体の中で、例外的な部分もございまして、その辺りの状況については、かつて議論になった緩和措置とか、そういった中で、今後我々としてどうしていくのかというのを決めていかなければいけないと思います。

なお、さらにこの警察通りについては、バリアフリーの基準はもとより——それは、すみません、我々の中でも、かつて代表質問、一般質問かであったと思うんですけれども、当初、警察通りは、全体として22メートル道路で、非常に広い道路ですので、バリアフリーの問題は比較的容易に解決できるだろうというような状況で臨んでいたところ、やはり車線数の、今の車線数を2車線まで減らすということは難しかったり、駐車帯を造るといった状況になったりする中で、余裕のある歩行幅員が確保できない状況の中で、十分説明を尽くすことができなかつたという事実はあるのかなというふうに思っています。

その辺りについては、追っかけでございましてけれども、有効幅員の問題は説明するとともに、それだけではなく、大木化する樹木、落葉広葉樹の木の更新についても、併せてご議論いただいた結果でございまして、今頂いた点などについても、我々としては十分尊重しながら今後工事を進めていく必要があるかなと思っています。

○岩佐委員 本当にバリアフリー基準に関しては、もちろんその人その人の考え方というのに左右されてはいけないことだと思うんですよね。やっぱりその立場になれば、どうしてもこの幅員というのが重要になってくる方というのはいらっしゃるんですよ。

また、駐車帯についても今ご説明がありましたけれども、駐車帯についても、車社会じゃなくなるからとかいうこともありますけれども、今この時代になりまして、本当にこのデリバリーが増えている中で、一つのこのインフラなんですよ。この駐車帯がないことで、多くの配送業者の方たちが、どれだけかなりのことを強いられているかというのを、私も業界の方からお話を伺ったんですけれども、それこそ高齢化社会に向けて、どんどんこの在宅に向けていろんなものが配送になっていく中で、配送業者の方たちが身近に止める場所がないということも、また一つのこれは社会問題になっている。それは都市計画マスタープランの中でもしっかりと書かれているはずなんですよ。

なので、やはりそこもしっかり説明していかないと、じゃあ駐車帯を省けばいいじゃないか、じゃあ別にここは譲り合えばいいじゃないか、そういう話で、もちろんできたもの

は、全ての人にとって100%満足できる設計ではないのかもしれませんが、そういったこと一つ一つの課題を解決するための積み上げとして、今のこの工事の議決に至ったわけですから、ぜひそこはやはり何度でもご説明いただいて、調整のだけの問題、調整の回数とか内容とか、何人いるから、何人いないからというだけの問題じゃなくて、たとえば多数決でも、バリアフリー基準は多数決でそんなに簡単に減らしていいものではないということは、もっとちゃんと厚くご説明していただきたいと思うんですよね。そこはぜひお願いしたいんですけども、いかがですか。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げたとおり、バリアフリー基準をしっかりと説明をしていく。ただ、そのほかの利害との調整という要素もあることは、これは事実でございますので、その辺りも含めて説明をしていきたいと。

それからもう一点、駐車帯の問題については、駐車場附置義務の普及に伴って、駐車場は余剰しているんだけど、現実にやはり建物の中に止まることができない。あるいは止まることで様々な課題がある。障害のある方だったり、荷さばきだったりというところもあります。神田警察通りというのは、まさに福祉施設ですとか、あるいは商業業務機能とかという中で、我々としては相当駐車帯も減らしたところでございますけれども、必要なものは残したという経緯については、こういう形で、消極的な形でご説明する機会があったんですけども、もう少し社会のインフラとして積極的にご説明をするということについても検討させていただきたいと思えます。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 そうすると、今やり取りしていることも非常に矛盾があるんですけども、千代田区の資料として、木を保存した場合と保存しない場合の立面図、平面図って、しっかり出しているんですよ。もうご記憶だと思いますし、ホームページにも載っていると思いますけれども、あれは、平成30年、31年かな、残した場合の図面と残さなかった場合の図面というものを、特に分かりやすかったのが、ちゃんとカラー色で立面で出しているんですよ。

つまりその意味は何かというと、木の、新しい木ならば、細いと。古い木だと太いと。だからその幅が10センチかそこら違ってくる。15センチ、20センチ違ってくる。じゃあ、その木も50年たったら大きくなる。また切る方向がいいのかどうかということについては、あの説明の段階では皆さんの選択枝の範囲で、法律をつくったときも、当時の小山部長が、原則2メートルだけれども、おおむね、おおむねそうもならないところはそれでいいということ、私が質問者でしたから、かなり強くこのバリアフリーについても答弁をした上で、そうですかと。1メートル50は、これは車椅子がぐるりと回るための必要量だから、これは減じてはいけないんですけども。そういう判断もあって、I期のところの1メートル、1メートル取ればいいというふうなことも判断された。

つまり、必須ではない、「ねばならない」ではないというところが、あるところからすり替えになっている。割と須貝さんに関しては一貫して「ねばならない」なんだけれども、そうでない部長さんたちの間では、残した場合も成り立つ。どっちがいいかはみんなで決めるという段階にあったんですね。そこは記憶をちゃんと新たにさせていただいて、答弁も、申し訳ないけど、質問も、そのところはやっぱり踏まえていただきたくて。

そこにずれがあると、また感情的なやり取りになってしまうので、やっぱり自分たちが

たどってきた道筋というものはしっかり踏まえつつ、そのところから、今の状況をどうするかという議論は、やっぱり本当に行政のほうも非常に感情的になっているところがあって、違法ということをさっき言われたんだけど、それは住民にもおっしゃっているみたい。何法の何にどう反する違法。違法の定義を教えてください。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど私が違法と言った、不当と言ったと思います。

○小枝委員 違法と言ったんです。

○印出井環境まちづくり部長 暴行になるんじゃないかなというふうなところですね。

○小枝委員 の話。ちょっと議事録を確認してほしいんだけど、違法と言ったんですよ。もし違法と言っていない、記憶違いだというなら、そこはやっぱり答弁……

○印出井環境まちづくり部長 ごめんなさい。その違法、不当の話は……

○小枝委員 違法と言ったの。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどの妨害行為について、私、違法と言ったかなとちょっと思ったんですけど、違法というふうには言った記憶はないですね。

○小枝委員 委員長、そこ、休憩してください。休憩してください。

○印出井環境まちづくり部長 だから、法律に違反しているということであれば、円滑化基準のところにおける有効幅員の基準、それが区では規則で決まるんですけども、その規則に適合しているかどうかと。その表現、それに適合していないことを違法と表現することは間違っていないと思います。

ただ、違法だからといって何か罰則があるとかということではないんですけども、そういう意味では、違法と言ったつもりはありませんけれども、有効幅員の基準を満たしていないと。法で定める有効幅員の基準を満たしていないということであれば、その部分については法の基準を満たしていないですよという意味で、違法ということは、ちょっと強い表現かもしれませんが、間違いではないというふうに認識しています。ただし、先ほど違法と言ったつもりは記憶はございませんし、万が一、違法と言ったとしても間違いはないというふうに考えます。

それから、過去の条例審議の中で、これも繰り返し申し上げているんですけども、道路構造令は歩道幅員なんです。円滑化法は有効幅員なんです。その違いと原則のあるなしということについては、ぜひご理解を頂きたいというふうに思います。

それから、須貝課長は、何ですか、全く駄目という話だったんですけど、そもそも道路幅員が、幅員自体が狭いところ、建物が建て込んでいたりして、そういったところについては、車道幅員の必要なものを確保できない中で、歩道幅員も含めて調整することがどうしてもできないような場面も多分あるんだろうなというふうに思っています。そういう場面については、様々な利害の調整の中で対応する必要があるという意味で申し上げたところですので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○小枝委員 違法の話というのは、今の道路構造令の話より少し前のところの言葉です。じゃあ、これについては撤回をしていただきたいと思います。あと、確認をしてもらいたいです。その違法という言葉は私は確かにしっかりと聞いたので。そのところはちょっと確認をして、まるで住民が、それね、多分、行政がまちで言うんですよ。そうすると、まちの人たちもそういうふうに思っているという、非常に正確性を欠いているなというふうに思うので、ちょっと言った言わないの話は確認をしていただきたい。

それから……。 （発言する者あり）

○嶋崎委員長 待ってくださいね。私が整理しますから。

○小枝委員 住民は、いい形での工事をしてもらいたいということは一致しているんですよ。いい形での工事を早く進めましょう。

○嶋崎委員長 次のステージに行くんだったら、ちょっと1回整理させてください。さっきのを、テープ起こしをしてまで、これは確認をするのかしないのか。

○はやお委員 違法というところ。

○小枝委員 そこは、あのね、住民の行為が違法だと言ったんですよ。そこは確認してもらいたい。

○嶋崎委員長 確認をするんですか。

○小枝委員 確認しないと。いや……

○印出井環境まちづくり部長 じゃあ、ちょっとすみません。

○嶋崎委員長 ちょっと休憩します。

午後3時02分休憩

午後3時03分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

先ほど環境まちづくり部長からのご答弁の中で、訂正が部長から申入れがありましたんで、その訂正をよろしく願います。

部長。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。お時間をお借りして。違法という発言がございましたが、その部分は訂正させていただきたいと思います。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 次のほうに行ってください。小枝委員。

○小枝委員 もう私があとは求めたいことは、もう二つなんです。一つは、そんなにできないできないと、判断としては全くできないんだというのであれば、令和2年かな、令和2年に出された立面図、残した場合と残さなかった場合の立面図というものを、一旦ちゃんと、できないんだたらできないと言えばよかったのに、できるから絵を描いて、しかもコンサルにちゃんとお金を使って描かせているんですよ、あれだけの立面図を。それをとにかくここに出してください。

つまり、選択肢としては、残すか残さないかはまちの判断だったんですよということなんです。まちの判断であるならば、まちの人たちに、今もう人権問題で一番言われていることは、障害者もそうなんですけども、自分たちがいないところで自分たちのことを決めないでもらいたいと。つまり、だから協議会をやっているんだと思うけれども、道のこと、まちのことというのは自分たちのことから、行政は、ある意味専門職でもあり、リード役割なんだとは思いますがけれども、主人公は住民なんです。どちらも工事を進めたいと言っているわけです。

○嶋崎委員長 申し訳ないけど、端的に、二つあるんだたら、一つは立面図の話。

○小枝委員 図は出してください。

○嶋崎委員長 それからもう一つは。

○小枝委員 もう一つは、Ⅲ期目以降のところも同時並行でやると、この間ずっと言い続



けているんです。本会議でも言いました。委員会でも言いました。その前の何かでも言いました。結構このところずっと言っているんです。でしたら、どんな作業を進めたんですかという。Ⅴ期なりⅣ期なり、何をしたんですか。その内容を出していただきたいんです。

○嶋崎委員長 まあ、出せるか出せないかは聞きますから、取りあえずその2点ですね。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ご答弁ください。1点目が立面図、2点目が同時期にやるとか、ならなかった話。明快にね。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。まず立面図でございますが、勘違いをされているのか知りませんが……

○小枝委員 あるのかないのか。

○須貝基盤整備計画担当課長 えっ。

○小枝委員 あるのかないのか。

○嶋崎委員長 いや、聞いてください、答弁。

○須貝基盤整備計画担当課長 立面図はございます。あるんですが、先ほど小枝委員がおっしゃった、できるから作ったということではなくて、その、できない理由を分かっていたために作ったということでございます。

○小枝委員 ええっ。すげえ。

○須貝基盤整備計画担当課長 で、街路樹も太くなればまた切るのかということで、今の街路樹の、あと位置もございますので、その辺を表現するために作った立面図でございます。街路樹も、今のイチョウのように大きくなるものではないという、道路の空間に合うものを選定しているということでございます。

それからⅢ期以降に関して、何をしているかというところでございますが、それにつきましては、まずは沿道整備協議会、そちらのほうに諮りながら進めていきたいと今考えているところでございます。

○小枝委員 1点目のほうは、できないことを証明するために出したというのであれば、それを出してみてください。あれを見て、どうしてできないと分かるのか。それと、それについて、できない説明をどこの委員会でどうしたのかも出していただきたい。

それと2点目のほうは、協議会を開こうと思っておりますと言うけれども、協議会を開く前に、もっとまちの人たちが望んでいることは、これは賛成も反対もですよ、もっと道路公園課がまちに出てほしいと。まちに出て、道で、みんなと、どういう道にしたいのかを協議してほしいというのはどっちも言っています。テーブルの上だけで、あるいはコンサル丸投げで、つまりやってみたら、植樹の上に、まるで木の上を防ぐようにガードレールがあったんですよ。そういうことは皆さん忘れていられるでしょうけど、事実なんですよ。住民は忘れませんよ。議員も忘れてしまうかもしれない。でも、そういう机上の空論、机上の非常に粗雑なものをつくっては、やったというふうなやり方をしてほしくないというのは、推進の方も、いずれにしても工事を進めてほしい。木を残したい方も更新したい方もそういう思いは一致なんです。

なので、まちに出て、道に出て、道の側面で、この絵はこうで、ここのところがこうで、

いや、もっとこうしましょうという話をしたいんですよ。そうしないと、怖くて、怖いというふうに言っている推進派の方も結構いるんです。なので、道に出てください。まちに出てください。

それと、何もやっていないということが分かりました。協議会を開こうと思っていますというのは、それだけじゃ、協議会を開いて会議をやって、いいですね、やりましょうという今までのやり方と同じで、そうじゃなくて、そのための、ちゃんと歩いたり話したり調査したり絵を描き直したり複数案をつくったり、そうしなかったら合意に向かわないじゃないですか。その作業を聞いているんですよ。

○印出井環境まちづくり部長 立面図の件については、また時計の針を戻すような話かなと思います。まさに、はやお先生が委員長だった頃も論点だったかなというふうに思っておりますけれども。

○小枝委員 ほら、覚えていない……

○印出井環境まちづくり部長 バリアフリーの観点だけじゃなくて、先ほど須貝担当課長からご答弁申し上げましたとおり、大径木化する落葉広葉樹、そのツリーサークルの状況、それからツリーサークルが今後そのツリーサークルで足りるのかと、街区に合う樹木という観点から出させていただいたところでございます。駐車帯の論点もあったかなというふうに思っています。

それから、神田駅近くから進めるということについては、我々はまさに、まずはあしたにでもⅡ期工事を進めるような、そういう思いでありますので、その工事を進めるというのがまず大前提。そういった中で並行して、神田駅に近いところについても設計を始めるということについては、内部的には準備を進めておりますけれども、そういった行為について、我々としても協議会を開く前段の中でも様々受け止めてございます。

ですので、考え方としては、駅近くについて、例えば来年度予算等々の中で、具体的な設計に係る経費、これはなかなか工事は同時期にするというのは難しいと思います。Ⅱ期工事は引き続き続けていく。そして駅近くについても工事をするというのは、同時にするというのは、なかなか地域への影響も含めて難しいと思いますので、駅近くについては、設計を進めていくことについて、今後、具体的な予算について検討していきたいと。それに向けた頭出しの中で沿道整備協議会を開催して、並行してやっていくということについて、再度ご理解を賜る機会というのを調整していきたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 休憩します。

午後3時11分休憩

午後3時27分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

この陳情、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情に関しては、先ほども執行機関からも説明がありましたし、私も話をしましたけれども、皆さんで取りまとめの文書も作ってお返しをしたんですけれども、まだまだいろいろと確認をしたい旨の今日は話も出ました。時間軸として、この後のまだまだ議論が報告を含めてありますので、今日のところは、私が言うのは大変恐縮なんだけれども、桜井委員からは、もう今日のところでお返しをしたほうがいいというご意見も頂きましたけれども、判断を、委員長として判断させていただいて、継続にさせていただいて、次回きちっと執行機関からの説明を伺って判断

をしたい、こういうふうに思いますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。執行機関もいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい、それでは、この送付5-34は継続すべきものと決定いたしました。

次に行きます。送付5-37、建築紛争の予防と調整に関する条例の改善について、審査を行います。陳情書の朗読は省略いたします。また、本件陳情書に添付の参考資料が3点ついておりますが、分量が多いため、参考資料につきましては、委員、理事者のみの印刷とさせていただきます。ご了承いただきたいと思います。

それでは、執行機関から情報提供があれば下さい。

○平岡環境まちづくり総務課長 送付5-37の陳情に関しまして、区の検討内容などをご説明させていただきます。中高層条例における近隣関係住民との話し合いにおきまして、建築主側との信頼関係の構築が極めて重要でありますことは、これまでも手引書などによりまして区から建築士主側に説明してまいりましたが、具体的なノウハウが伝わり、双方が誠意をもって対応できるよう、手引書の改善や建築主側への助言、指導を深めてまいります。また、それに当たりまして、他自治体の事例も参考にしまして、区民向け周知内容につきましてホームページの改善を行ってまいります。

これらの事前説明にありましては、その説明が充実して行われることが求められております。説明会が必ず必要というものではございませんが、住民側が説明会の開催を求めてきた場合は、説明会開催を促すように図ってまいります。

また、解体工事に関しましては、解体工事計画の事前周知に関する要綱に基づきまして、良好な近隣関係を保持するため、事前に工期やスケジュール、解体方法、騒音振動対策などを近隣住民に対しましてしっかりと周知をすることとなっております。工事開始以降も、近隣住民より要望等がございましたら、その都度丁寧に説明をするとともに、騒音振動等の対策を講じてまいります。今後、施工業者に配付している区の要綱に関する概要チラシにつきまして、必要であれば他区の資料を参考に改善を図ってまいります。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。執行機関からの情報提供がありました。

質疑を受けます。

○岩田委員 千代田区に早期周知条例というのがありますけども、それではなく、この建築紛争の予防と調整に関する条例というのをちゃんとやるべきじゃないか。他区はどういうふうになっているんでしょう。

○平岡環境まちづくり総務課長 この陳情書の中には、早期周知条例のことは触れられておりませんので、私どものほうで一般的に適用しておりますのが、中高層条例に関する部分というふうに私どものほうは受け止めてございます。

他区の事情でございますが、これは区ごとに対応がまちまちでございまして、本区のような中高層条例の中で説明をすることというようなことが盛り込まれている場合もございますし。（発言する者あり）えっ。

○嶋崎委員長 いや、いいよ。

○平岡環境まちづくり総務課長 それ以外に、要綱等によりまして対応を決めているとい

うようなものもごさいます。一般的な視点では、周知期間の日数でありますとか、そういう違いはいろいろございませうが、説明を尽くすことにつきましては、おおむね他自治体とも同じような規定があり、本区も同じような形で近隣住民の皆様へのご説明というようなことを規定してございませう。

○嶋崎委員長 幾つか他の自治体の事例を、今、参考資料にしていますよね。それをまさに参考にしてくださいよ。ここで聞かなくても分かるでしょ。

岩田委員。

○岩田委員 この陳情者の方のこの陳情の理由のところに、音量の計測を業者が行ってなかったとか、時間外の作業もあったとか、計測値に100.9デシベルを記録したと、そういうのがありますけど、100デシベルというと、カラオケの店内とかパチンコ店内よりもうるさい、電車が通るときのガード下ぐらいのレベルの騒音ですよ。こういうこともあって、やっぱりこういうのはちゃんとやるべきだと思うんですよ。

実際、私の住んでいる一番町でも、マンションの建設ラッシュなんかで非常にうるさい。連日うるさい。でも、そういう説明のときに行くと、いや、土日は音の出ない工事をやりますからと言っても、実際はやる。でもって、じゃあ、それって何デシベルぐらいなのかと言うと、いや、それはちょっと分かりませんと言う、そういういいかげんなことなんですよ。こういうのはやっぱりちゃんとするべき。それじゃないと、住民に非常に迷惑かかる。そういうところをちょっと考えていただきたい。

○山崎環境政策課長 騒音、また振動、そういったものにつきましては、騒音規制法ですとか東京都の条例、それらについて規制基準が定められているのはご存じのところだと思います。これらに基づきまして、区としましても、工事等においては改善指導等を行っているところでございませう。

施工業者に関しては、当然この基準というものを設けるというところになっておりまして、その対策として、様々、防音シートを含めて、低騒音の機械を使うですとか、そういった様々な方法がありますので、それらについて我々はしっかりと指導しているところでございませう。

ただ、基準としましては、例えば85デシベルというような基準がございませう。ただ、こちらで示されている100以上のデシベルというのは、恐らくこれは瞬間値なのではないかなと。騒音規制法で出す基準値の出し方というのは、ある意味作業を行っている平均値だったり、そういった出し方を求めているところでございませう。

ただ、先ほど85デシベルと言っていますけど、その基準内であっても、人によっては当然すごいうるさい。85、うるさいですよ。でも、実際問題それを、完全に音自体をなくすということは、これは工事としてはなかなか今の技術では難しいところは、皆さんご承知のとおりだと思います。

そういったところもありまして、総合的に、やっぱりこの騒音の対策というのは、このこちらで、6)のところで求められておりますけど、騒音計の設置、こちらを徹底すれば済むというわけではなく、また、要綱のこの解体工事の事前周知の要綱の中にも、要望があればこの測定器を設置するように努めることというの、もう定めとしてもあります。ただ、当然ながらそれをつければ済むというものではないので、我々としても本当に総合的に対策をできる限り取ってもら。そのように指導しているところでございませう。

ただ、もう千代田区の場合、隣地との距離等々、非常に対策も限られてしまうような場合もあつたりします。そういった場合は、時間で調整するとか、本当に周囲の方とのコミュニケーションを取りつつの調整というのが非常に大事になっております。我々としてもそれも十分承知しているところなので、それも含めて、近隣に対しては事前の周知、その後もその都度、何かあれば調整をしていくということが非常に大事だというふうに考えて、日々指導しているところでございます。

○岩田委員 85デシベルというと、パチンコ店内よりもうるさいレベルですよ。これが、先ほど言ったように、住民説明会とか近隣の説明会で、土日はやりませんよ、もしもやったとしても音の出ないような工事をしますよと言っている、85も出されたら、それたまらないわけですから、そういうところをちゃんと今後しっかりと指導して行って、そういうことをした場合には、何かしらの指導をするなりなんなり、そういうのをさせていただきたいというふうに思っています。

○山崎環境政策課長 音の出る作業の中で、それこそ騒音規制法で定められている特定建設作業ですとか、そういったものについては、休日ですとか祝日は作業してはいけない日というふうに決められているところもあります。ただ、土曜日に関してはそれに当たらないかたつたりもするところもあるので、そういったところも、恐らく皆さんしっかりご理解、ご理解といいますが、伝わりが十分じゃなかった場合もあるかもしれません。そういったところも含めて、しっかり決まりを守っていただくことですか、周りに対してしっかり説明をすることというのを我々としても指導して、守らせるように、遵守してもらうようにしていきたいと思えます。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 この陳情については、ちょっと今日やるというふうには思っていなかったんですが、今、こういうふうに見てみると、非常に建築が今すごくたくさん起きていて、まち中がそうした建築の騒音なり、それから看板を見たら、ああどうしようとか、そういうふうな状況にあると思えます。

最近、これは8月5日の区報なんですけれども、コピーなんですけど、千代田区のほうは割と、近隣の建築計画に心配があれば早めにご相談を、と。割とちゃんと電話番号も入れて親切な広報をしているんですね。かつてよりはだいぶ、今日は広報課長はいないですけど、親切にはなっているなというふうに思うんですけど、この陳情書の項目にあるような、説明会の徹底であるとか、それから説明をする範囲の特定、こういった、あるいは騒音振動の対策に関する措置であるとか、これって通常は、看板が貼られると、もう1か月で進んじゃうので、もう大体、区の窓口にとどり着かないですよ。説明会をやってくださいと言っても、なかなか、そう、一個一個やります、みたいになっちゃうのが通常で。

この陳情を見ると、かなりほかの区は、もともと東京都が一律でつくった条例のような、同じフォーマットだったと思うんですけども、時を経てだんだん変わってきている。各区、各市が、どうしたら住民に不都合なことができるだけないように、寄り添う条例になっているかという変化が出てきているのが読み取れます。特に文京区とか港区とか横浜市とかが積極的にそうした取り入れをしているなど。

千代田区の場合は、平成14年から、これ、条例はそのまま20年間、今は平成で言うと35年だから、二十数年、条例はいじっていないということでもよろしいですか。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、小枝委員からるるご質問いただいた点、私どもの条例は、確かに基準の改正はさせていただいておらないと思います。ご質問の趣旨の中で、例えば、お知らせ看板と我々は申し上げておりますけれども、その看板が立ってからの日にち、期間ですね、なかなか近隣の方がそれにお気づきにならずに、実際に工事が始まってからというようなこともご質問の中にあっただかなというふうに考えてございます。他区の事情を見ますと、大体おおむね本区と期間はそれほど乖離はしておらないというのが今のところの現状でございますので、特にこの部分に我々メスを入れるというような考え方は持ってございません。ただし、先ほども申しましたとおり、工事が始まってからも、それからお知らせ看板を見てからも、説明が欲しいという住民の方は多くいらっしゃることは、これは事実でございます。そういった住民の方々にはしっかりと丁寧な説明が尽くされること、これが条例が求めている理念でございます。

そういった点からしましても、今回の陳情に限らず、多くの方が同じようなお気持ちを持っていらっしゃるれば、建築主等に対して丁寧な説明を求めていくこと、これは私ども建築紛争担当としては進めていきたいというふうに考えてございます。そのような立ち位置で今後も進めてまいりたいということでございます。

○小枝委員 今の答弁ですと、いわゆる行政指導という形なんですね。千代田区が歴代、行政指導というふうな形でやろうとしてきたことは承知しています。

今回の陳情をよく理解していくためには、この説明会の実施についても、条例上の定めの違い、それから行政が言っているのは、何でしょう、運用指針みたいなものがあるんですか。もう古いですけど、こういう、すごい古いんですけど、解決方法を教えます。いろんなことをしているんでしょうけれども、いわゆる行政指導レベルでの対応、その辺の、各区、これ、特に私なんかは新宿区が結構いろいろやっているなというふうに見て、何というんですかね、検討委員会みたいなのを設けて対策を取ってきたことを過去に見たことがあるんですね。窓口指導である部分と条例対応である部分ってあると思うんですけど。

もし、これはお願いなんですけども、近隣、千代田とか港、新宿、文京レベルで、どういうふうにこの条文の書きぶりが違ってきているのか、あるいは窓口対応で対応しているところが、あるなし、マル・バツでもいいので、ちょっと簡単にこの6項目の差異みたいなのを検証してもらおうということは、そんなに難しくないんじゃないかなというふうに思う。

で、区としては、とにかく住民に寄り添ってやっていこうというところはずっと思っているわけですから、それをどういうふうにするのがいいかということでは、ちょっと一旦情報を出していただいた中で、都心共通の項目があると思うので、よりいい形で判断していく必要があると思う。

説明会の範疇なんかも、扇の型であったりとか、全体が1H、2Hであったりとか、そういうふうな違いも出てきていると思うので、そんな詳しくなくていいので、この6項目について、自治体間差が分かるものをちょっと出していただけたらなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○平岡環境まちづくり総務課長 資料をというお話だったと思うんですが、事情は私どものほうでも押さえていますので、簡単にご説明をさせていただきますと、本区のように説明を尽くすというようなことを求めており、申出があれば説明会をやるというようなスタ

ンスでいる区は複数区あると思っております。ですので、考え方としましては、説明を欲しいという住民の方の意向に即した形で説明が尽くされるようなシステムというのは、これはどこ区にも同じような形であるのかなというふうに考えてございます。

○小枝委員 いやいや、別に悪いとか言っていません。

○平岡環境まちづくり総務課長 そういったスタイルのところからしましても、本区が特に他区と見劣りをしているというようなところはないかなと思っておりますので……

○小枝委員 いやいや、そうは言っていない。

○平岡環境まちづくり総務課長 引き続きこの条例のスキームの中でも十分な説明を果たせるというふうに考えてございます。他区の事例をそれぞれ調べましても、なかなか同じようなスタイルを取っているところはないので、引き続きその運用が果たされるようなやり方で進めていきたいというふうに考えてございます。

○小枝委員 はい。委員長。

○嶋崎委員長 ちょっと待ってね。

この今、陳情が6項目あるじゃない。さっき冒頭で総務課長がるるご説明を頂いたんだけど、方向的には寄り添ってやっていきますよというふうに俺は聞こえるんだけど、だから、この問題は6項目、全体のバランスをどうするんですか、何とかしてくださいよと、こういう陳情なわけだから、そこは冒頭のところでの話で私は理解しているんだけど、そこは理解をもっと深めるのか、いや、これでもう千代田区としては寄り添ってちゃんと、この方だけじゃなくて、恐らくいろんな事例があるんだろうけれども、そのためにやっぱりちゃんとした相談業務を含めて前に進めますよと、こういうふうなことなんじゃないかと、冒頭のときも俺はそう思ったんだけど。

○小枝委員 うんうん。

○嶋崎委員長 それを多分全部他区は違うからそれぞれが、それを合わせても、じゃあどれがいいのかという話になると、やっぱりその自治体自治体で事情が違うから、新宿は新宿の事情があるだろうし、港は実際にこれについているわけだから、ご参考いただくのはありがたいかなというふうに私は感じるんだけど、いかがでしょうか。

○桜井委員 検討をお願いしますと書いてある。

○嶋崎委員長 はい。そうですよね。だから検討しないわけじゃないし、何回も言うけど、さっきから課長は受け止めますよと言っているんだから、それを今日の先ほどのやり取りも含めて、さっきのご答弁も添えてお返しするのが的確に早くお返しができるんじゃないかなと。俺が判断をしちゃいけないんだけど、いや、冒頭にそういうふうに言われたから、と思ったんですけど、いかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

どうぞ言ってください。

○小枝委員 いいですか。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 一個一個やると時間がかかると思ったので、そのじゃあ例えば条例対応しているものと窓口指導対応しているものとは、それはちょっと違うわけで、じゃあ条例で定めているところって、一個一個やると何区何区があるんですかという質問になっちゃうので、まず、それはそれで答弁していただいても全然構いませんけども。

○桜井委員 こういうふうにしてくださいという意向をね。

○嶋崎委員長 そうだね、それは意見だね。

○小枝委員 こういう6項目で出てきているので、いや、何となくやりますよというだけだと、何がどうなるのかということが見えにくいわけですから……

○嶋崎委員長 いや、最初のところで結構細かく言ったから、私はそういうふうに整理したんで、言っていないければ、もうちょっと聞いてくださいよというけれども、冒頭のところでまちづくり総務課長がかなり詳細にわたって、こういうふうにしていくこともあります、こういうふうを受け止めます、こうです、こうですと、六つ、大体の……

○小枝委員 最初のところを聞いていました、そして添付の、何というか、資料のところで、区が提供する資料の改善を図っていきます、分かりやすくしていきますよというようなこともおっしゃっていたなという、そこはやられるんだろうと。で、私が今伺っているのは、条例上に位置づけているものであったりとか、窓口指導でやっているものであったりとか、差があると思うんですね。それと、住民の定義でじゃあ所有者を入れているところであるとか、ないところであるとか、そういうふうな違いをもっと踏まえてやっていかないと、ざっくりということだとなかなか何となくというふうになってしまって、ざっくり聞いているものならともかくなんですけども、ちゃんと細かく聞いているものなので、情報を前さばきとしての情報整理、もちろん23区全部なんていうことを言っているわけじゃなくて、近隣との少し差異みたいところで示されていけば、何をどう改善していくことができるのかということも、より今後に明確になっていくんじゃないかという意味で私は申し上げております。そういった形で少し情報を提供いただけませんかということをお願いしています。

○印出井環境まちづくり部長 今、小枝委員からご指摘を頂いたところでございます。冒頭まちづくり総務課長のほうからご答弁申し上げましたとおり、今後の制度の在り方や運用については、今回の陳情の趣旨を踏まえて検討していくということでございましたので、今後、当常任委員会等で様々にその経過をご報告をさせていただくような形で対応させていただければというふうに思っています。

それからもう一つ、例示いただきました新宿区、文京区、港区、なぜか中央区が出ていなかったんですけど、新宿区、港区、中央区と千代田区の大きな違いは住居専用地域がないところがございます。そういった状況の中で、制度的な在り方とか運用とか、やっぱり地域特性も踏まえた形の部分もあります。一方で、住まわれている方の住環境とか日常生活を守るということは重要なんですけども、建築主になる立場もあるという状況の中で、なかなかご指摘いただいたことを個々詳細にこの場でご説明する、あるいは次回陳情の審査の中でご説明するというのはちょっと厳しいのかなと思いますので、引き続き当委員会の中でご報告をさせていただくというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○嶋崎委員長 だから基本的には寄り添ってちゃんと検討しますよと。併せて、今、部長から、当委員会には何か情報提供があれば、改善のところがあれば的確にご報告をし、きちっと議論をさせていただきたいと、こういうふうな理解だというふうに思うんだけど、それでよければ早くお返しをしてあげたほうが私はいいと思うんだけど。

○小枝委員 今、部長のほうから言われた委員会のほうに報告をしながら進めていくという、改善点を示していくということでしたから、それは一つ所管事務調査としてしっかり



と、それも期限をある程度定めて、過ぎちゃったら忘れちゃったというんでは何も変わらないので、そこはちゃんと資料出しをしていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、住居専用地域があるところと商業地域に生きているところの違いなんですけれども、より商業地域に生きている住民というのは過酷なわけですね、スピード感も早いですし。住民というのは本当に地域を守っていて、かつその住民間では本当にお互いさまでやっているところはあるんです。今、一橋中学校の隣に非常にワンルームの建物が建って、もう窓を全然のぞけるようになってしまっていて、もう隣の皆さん頑張ったけれども、本当に無権利状態なんですね。そういうふうなことを、もう商業地域、住居専用じゃないからここはいいんだ、開発進めちゃっていいんだということだと前提が変わってきちゃうので、住んでいる住民は地域を守るために声を上げている。その声がさらに学校周辺であるとか、まちを守っているということになりますので、そういう問題意識で、ちゃんと随時改善点について報告をするという取扱いであれば、この委員会にちゃんと報告をされるよということであれば、前向きにこのことを取り上げますよということになると思うんですけれども。

○嶋崎委員長 俺はそういうふうに聞こえたけどね。だからまとめたんだよ。やっぱり…

○小枝委員 住居専用地域とは違いますからと入っちゃうと……

○嶋崎委員長 それはだから地域によって違いますという話でしょう、それは。

○小枝委員 商業地域だからしょうがないよね、我慢しなさいというふうに聞こえた。

○嶋崎委員長 それは違う。それは聞き方と目線が違うから仕方がないよ、それは、悪いけど。

もう一回答弁してください。

○小枝委員 大変なんですよ、本当に。

○嶋崎委員長 はい。もう一回答弁してください。

○印出井環境まちづくり部長 要は私が言いたかったのは、例えば商業地域だから過度な騒音も我慢しなさいとかということじゃなくて、建築主になる場合もあるので、その辺のバランスに配慮しながら進めるという地域特性があるんじゃないでしょうかということをご指摘申し上げたところでございます。様々住まわれている側、あるいは利害関係、いろんな状況によっても変わってくるので、その辺りは総合的に判断しながら制度を運用していくと。そういうところにこそ千代田区の地域特性があるんじゃないかなということ、ちょっと余計なことだったかもしれないですけども、千代田区の地域特性を申し上げたところなので、趣旨としては、やはり住環境とか日常生活を守っていくということのご趣旨は受け止めますので、そういう旨の発言だというふうに理解を頂きたいと思います。

○小枝委員 委員長、はい。

○嶋崎委員長 もう、ちょっとまとめてほしいんだけど。

○小枝委員 まとめます。まとめます。

○嶋崎委員長 まだあるんで。

○小枝委員 まとめます。

○嶋崎委員長 いや、約束を守ってくれないからさ。

小枝委員。

○小枝委員 今、委員長のサインはここで整理していきたいということだというふうに思いますので……

○嶋崎委員長 さっきから言っているよ、サインじゃ……

○小枝委員 ですけども、ただ流すわけには参りませんので、いつまでにどうこの内容についてお答えを、こうした点についてこうした、期限のない仕事というのはありませんので、このようにいたしましたという報告をこの委員会にいつまでにやってくれるのか、その答弁があれば私はこれで終わります。

○嶋崎委員長 それはどうか分からないよ。

○小枝委員 してください。

○嶋崎委員長 聞いてみないと。仕事の内容もあるし、どうなのか。それは俺が言う話じゃない。（発言する者あり）休憩します。

午後3時56分休憩

午後3時57分再開

○嶋崎委員長 再開します。

答弁をお願いします。

担当課長。

○平岡環境まちづくり総務課長 今るるご質問を頂きました。それから、委員長からも整理を賜ったところでございます。年度内を目途に内容を整理させていただきまして、資料を基にご説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。よろしく願いをいたします。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 そのことも踏まえて、今日の議論、議事録をつけてお返しをしたいと思いますけども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、以上で陳情審査を終わります。

いいですか、続けちゃって。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。報告事項に入ります。

（1）千代田区自転車用ヘルメット購入補助について、理事者から説明を求めます。

○平岡環境まちづくり総務課長 それでは、環境まちづくり部資料1に基づきまして、千代田区自転車用ヘルメット購入補助につきましてご説明をいたします。

さきの第2回区議会定例会におきまして3件のご質問を頂きました。その際、本件制度の実施につきまして検討していく旨をご答弁させていただきましたが、本日は、制度の概要につきましてご説明をいたします。

まず、資料の1番の補助の目的でございますが、令和5年4月1日から改正道路交通法が施行されました。これにより、年度当初から全ての自転車利用者に対しヘルメットの着用が努力義務となりました。安全な自転車利用を実現するためには、区民一人一人が交通事故はご自身の身にも起こり得るということを認識していただき、交通ルールを遵守していただくとともに、ヘルメットの着用を頂くことが、万が一の事故の際の被害軽減のため

重要であると考えております。このため、ヘルメットを購入する際の助成により区民の負担を軽減することで、ヘルメット着用を高め、自転車の安全利用意識の向上に寄与するものでございます。

次に、2番の補助の概要でございます。区内の自転車販売店に協力をお願いし、協力店として、資料にございます要件の①から③に掲げるヘルメットを販売いただく際に、申込書に記入した区民に対し2,000円引きの代金で販売をしていただくものでございます。後日、協力店から、割引きました2,000円分の補助金を区に補助金申請していただき、申請書類を確認した上で、区から協力店に補助金を交付いたします。

補助金交付の対象となるヘルメットとしまして、要件の①は、安全基準を満たした自転車用ヘルメットであることでございます。日本の安全基準といたしまして、一般財団法人製品安全協会が認証したSGマーク、公益財団法人日本自転車競技連盟が認証したJFCマーク、海外の安全基準として、欧州連合の欧州委員会が認定したCEマーク、ドイツ製品安全法が認証したGSマーク、アメリカ消費者製品安全委員会が認証したCPSCマークなどがあるものでございます。要件の②番は、協力店の店頭販売価格が3,000円以上。要件の③番としましては、新品のヘルメットとして販売されるものでございます。

次に、3番の協力店でございますが、区内の自転車販売店でございます。区内の自転車商組合の加盟店の皆様、それから量販店にお願いをする予定でございます。

次に、4番の対象者でございます。購入する時点で区内に住所を有する区民の方を対象としてでございます。協力店で自転車用ヘルメットを購入する際に、購入申込書をご記入いただき、本人確認書類を提示していただくことが必要になります。

次に、5番の補助の対象期間でございます。令和5年11月1日から開始をいたしまして令和6年3月31日までの期間といたします。

最後に、6番の区民への周知方法でございます。広報千代田への掲載は10月20日号を予定してございます。それに併せましてホームページ、区の公式SNSにも掲載をいたします。また、協力店の店頭や区の施設などへのポスター掲示を行いますとともに、区のイベントなどでの周知を検討してございます。

なお、こちらの自転車ヘルメットの購入補助は、第3回定例会におきまして補正予算のご審議をお願いする予定案件に関連するものでございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。

今、課長からもお話があったように、第3回定例会で議案になる予定でございますので、事前審査にならないように基本的なところを質疑を受けたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○林委員 資料を添付、議案になるときに。一つが、購入できる店舗数ですよね。組合と量販店、で、ネットの関係もいけるのかどうか、どこまでができるのかというのと、もう一つ、対象者で、私も自転車を持っていないんですけども、自転車を借りて乗ることがあるんで、乗っていない大人も購入できるんだとすると、対象をどれぐらい、要は予算を組み立てるときに、6万7,000人のうち何人を対象にした、その試算の根拠。もう一つが、今は努力義務ですけども、義務化になるまで向こう何年補助するのかというのを計算したか否か。簡単に言うと、全部公平性を担保するんだったら、住民全てにお金をへ

ルメットのをやらなくちゃいけないので、どういう試算根拠でやったのかが分かる資料を議案審査までに用意してください。

○嶋崎委員長 用意できますか。

○平岡環境まちづくり総務課長 議案審査ということでございますので、予算の審査ということになりますでしょうか。

○林委員 はい。

○平岡環境まちづくり総務課長 その際までに、今ご説明のあったところをご用意させていただきたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

○はやお委員 ここ3定の補正ということなんで、当初予算でやらないということですよ。当初予算でやらないということになると、必ずしも当初予算でないとなると、あえてこれをピックアップして区民に周知したいということになると思うんですが、これはその背景とか、その辺がどうなっているのか。多分何か物価高の総合的云々かんぬんという扱いだと、ちょっとそこを確認ができる資料。

そして、当然のごとく違和感があるんですよ。2,000円で何人となるかもしれないんですけど、この全体像というんですかね、これをやると言ったら、急に何か部分的な話ですから、普通は全体像がどうなって、体系的に、戦略的にどういうことでこれが出てきたのか、意思形成過程が分かる資料をそろえていただきたい。だから、他のところと関連してくるのかもしれないけれども、ここのところになると、こういう全体像があってこれが出てくる。だから場合によっては、何でヘルメットのところ、悪いことではないけれども、2,000円だけなのということになりかねない。ただ、そこにはきちっとした目的、狙い、全体像、戦略的な内容というものが分かる資料をお願いいたします。

○嶋崎委員長 資料の提供ですけど、どうですか。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、はやお委員から、当初予算でない理由、確認ができる資料というような形でお話があったかというふうに考えてございます。当初予算でも実は検討はさせていただいたのですが、先ほども申しましたとおり、協力店を仰がなければならぬというようなところでございました。区内に自転車商組合さんの数が非常に限られていると、他区と比較しまして非常に少ない中で予算を決めてスタートするというようなことがなかなか喫緊にできなかったというようなことでございます。改正道路交通法はこの4月から施行される見込みであることは十分承知をしておったんですが、その体制をつくってしっかりスタートができるようなあんばいにしていかなければ、区民の皆様にご購入いただくというようなことに結びつきにくいのではないかなというようなことも考慮をさせていただき、今般、補正予算提案をさせていただいた（いただく）ところでございます。

それから、全体像というようなところでございますが、冒頭私のほうからのご説明させていただきましたとおり、交通安全というのは非常に多岐にわたるところでもございますので、なかなか今回……

○嶋崎委員長 あのさ、悪いけどさ、今、資料要求をされているんだよ。中身に入っちゃっているじゃん。

○平岡環境まちづくり総務課長 すみません。

○嶋崎委員長 入らないでくださいねと自分で言っていて入っているんだから。

○はやお委員 これ、事前審査にならないように言っているんだから。

○嶋崎委員長 だから、今資料要求ができるんですかできないんですかということ、できますできませんでいいんだよ。

○はやお委員 そう。

○平岡環境まちづくり総務課長 分かりました。そうでしたら、ちょっとご質問いただいたはやお委員とご相談させていただきまして、資料のご用意をさせていただきます。

○嶋崎委員長 そうだよ。多少所管もまたがるからね。

○はやお委員 またがるから。

○嶋崎委員長 だから俺はそんなことしゃべっちゃっていいのかなって、ときどきしながら聞いていたんだけど。

○平岡環境まちづくり総務課長 申し訳ありません。

○嶋崎委員長 ほかに。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 では、それは今の林委員の資料要求とはやお委員の資料要求に関しては調整をしてください。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 ほかはいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。この件は終了いたします。

（2）二七通り東地区歩道拡幅工事について、理事者から説明を求めます。

○須貝基盤整備計画担当課長 二七通り東地区歩道拡幅工事について報告いたします。

本件は、第3回定例会におきまして工事請負契約について提案させていただき予定となっております。

本工事は、電線共同溝整備に合わせて、誰もが安全かつ快適に移動することができるよう道路整備を行うものでございます。歩道の幅を広げ段差をなくす等、バリアフリーに配慮するとともに、保水性舗装、街路灯のLED化など、環境にも配慮した人にやさしい道路として整備するものでございます。

工事場所は、図でお示したとおり、二七通りの東郷公園前交差点から大妻通りとの交差点までの範囲でございます。

工事概要ですが、昼夜間施工で実施いたします。路線名は、特別区道千第254号、道路通称名二七通りの一部で、延長412メートル、幅員約11メートルの道路でございます。

整備概要ですが、参考にイメージ図を添付いたしましたので併せてご覧ください。歩道の拡幅ですが、現況2メートルの歩道を2.5メートルへと拡幅いたします。バリアフリー化ですが、歩道をセミフラット化し、波打ち歩道や段差の解消を行います。歩道の保水性ブロック舗装を1,263平方メートル、車道舗装の打ち換えを2,607平方メートル。街路灯をLED化しての建て替えが27基。横断防止柵の設置が126メートルでございます。

ます。

予定価格は3億2,229万3,400円。工期は契約締結日の翌日から令和7年3月31日まででございます。

本工事は電線類地中化事業の一環で、平成26年2月に二七通り地区電線類地中化推進協議会を設置し、16回にわたり、議論を重ねてきたものでございます。当該箇所では、平成29年度の企業者支障移設工事から始まり、これまで沿道地域の方々には大変なご負担をかけておりますので、安全かつ速やかに整備を進めていくことが重要だと認識しているところでございます。

報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。この案件も議案になる予定です。基本的なところの質疑を受けたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○林委員 これ、道路も先ほど言った公共の福祉にまさしくつながるところで、2.5メートルに歩道があるんですね。あのブロック塀のどこからかって分からないけども、これが分かるものと、もう一つが、ちょうど随分テレビで出ていたマンションの前がちょうど三番町の地区計画があってセットバックをしなくちゃいけないと。要は公開空地のとかって、歩道を連続性でできるようにという公共の福祉のために地区計画もつくり道路の整備もやったんで、連続性で三番町側しか地区計画はないんですけれども、どこまで歩道が2.5プラスアルファでできる体系になっているのか。（「すばらしい質問」と呼ぶ者あり）これが分かるようなものを出してもらいたいんですね、資料で。言っていること、分かりますかね。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 ここのところだよ。この部分だよ。

休憩します。

午後4時12分休憩

午後4時13分再開

○嶋崎委員長 じゃあ、委員会を再開します。

ご答弁からお願いします。

○印出井環境まちづくり部長 道路整備と合わせて、林委員ご指摘のとおり、地区計画の運用にも関わることでございますので、当委員会のほうで適切な時期に報告をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。次行きます。

（3）六番町偶数番地地区地区計画について、理事者から説明を求めます。

○武建築指導課長 六番町偶数番地地区地区計画についてご説明します。資料は3-1になっております。

この件につきましては、六番町偶数番地地区地区計画の新規決定に伴い、第3回区議会定例会において、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例を改正する予定の案件でございます。本日は資料3-1、3-2におきまして地区計画の概要についてご説明させていただきます。

まず、資料3-1でございます。地区計画に至った経緯でございますが、平成30年に

住民有志により地区計画の案の提案がございました。その提案をきっかけとして、区はまちづくりのルールを地域住民とともに令和元年度から4年度にまで意見交換、アンケート、ヒアリング等を重ね、地区計画案の作成、都市計画手続を進めてまいりました。

2番の地区計画の概要でございます。こちらの区域は5.2ヘクタールでございます。資料の地図の囲まれた地区が本区域の対象区域となっております。地区整備計画におきましては、下の1)、2)、3)、4)、5)に示されております地区計画の整備計画につきましては、建築物の用途制限、敷地の最低限度、高さの最高限度、形態または意匠の制限の5項目の制限を設けておりますが、地区計画の建築条例におきましては、条例として可能な4項目について条例化を予定しております。

資料3-2におきまして、主な地区整備の内容についてご説明させていただきます。

まずは地区計画の目標でございます。三つの目標を掲げております。一つ目としましては、建築物の高さの最高限度、用途や形態・意匠の制限をすることで、中高層の落ち着いた街並みと良好な住環境、教育環境を目指すものでございます。

二つ目としましては、緑豊かな空間の創出、ゆとりとうるおいのある街並みの形成を目指すものでございます。

三つ目としては、住宅の用途の維持及び定住を図ることで、良好な地域社会を維持・創出の目標を掲げておるものでございます。

区域の整備・開発及び保全に関する方針でございますが、幹線道路、教育環境、住環境、商業・業務施設の特徴を捉え、AからDの四つの地区に区分しております。

これから右上の具体的な制限についてご説明いたします。まずは建築物の用途制限でございます。こちら地区全体に文教地区条例の制限、また店舗型異性紹介営業の建築物の制限をかけております。あと共同住宅においては、一定程度の建物においてはワンルームのみのマンションを規制する制限がかけております。

建築物の敷地面積の最低限度でございますが、敷地の細分化を防ぐために設けております。

高さの最高限度でございますが、日本テレビ沿いのD地区は60メートル、麴町大通りのA地区、北の番町学園通りのB地区については40メートルを設定しております。C地区については33メートルを設定しております。

形態又は色彩その他の意匠の制限につきましては、建築物、工作物、屋外広告物の意匠の制限をしております。

最後に緑化の最低限度につきましては、敷地面積500平米以上の敷地に建築する場合に緑化を求める制限を定めております。

最後でございますが、1枚目の資料3-1に戻っていただきまして、今までの地区計画策定のスケジュールについてご説明させていただきます。計画案の縦覧につきましては、本年6月30日から7月14日まで行われております。都市計画審議会は8月23日に開催しております、可決すべきものとして扱われております。こちらの都市計画決定につきましては9月の中旬を予定しております。こちらの地区につきましては早期の決定を望むということで、さきの都市計画決定、その後、建築条例につきましては10月下旬を予定しております。

説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。

この案件は当委員会の議案を予定しております。資料等の要求がございましたら併せてお願いします。質疑を受けます。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この六番町偶数番地地区地区計画につきまして説明を頂きました。質疑を終了いたします。

次に、（４）フードドライブの実施について、理事者から説明を求めます。

○柳千代田清掃事務所長 それでは、フードドライブの実施につきまして、環境まちづくり部資料４に基づきましてご報告させていただきます。

フードドライブとは、資料の米印の記載のとおり、家庭で余っている食品を持ち寄り、必要としている団体に寄付する活動でございます。千代田清掃事務所では、これまでおおぞらふれあい相談・回収や環境まつり、CESエコフェア等のイベントに合わせてフードドライブを実施してきました。今後はこれまでの取組に加え、清掃事務所、社会福祉協議会等、区内の複数拠点に常設の窓口を設置しましてフードドライブを通年で実施いたします。これにより、ご家庭で余っている食品回収の取組を進め、食品ロス削減と食品ロス削減に係る区民の意識醸成などを図ってまいります。

開始時期は９月の２０日水曜日から開始させていただきます。

回収拠点はこちらに記載のとおり、清掃事務所、清掃事務所の飯田橋車庫、本庁舎環境政策課の３か所に加えまして、社会福祉協議会かがやきプラザとアキバ分室の２か所、区内の社会福祉法人としまして、かんだ連雀をはじめ７か所、合計１２か所を現時点での回収拠点としてスタートさせていただきます。

回収の条件ですが、こちらに記載のとおり４点、常温で保存できるもの、未開封で包装が破損していないもの、賞味期限が２か月以上あるもの、商品説明が日本語表記であるもので、逆に回収できない食品の例としましては、生鮮食品、冷凍・冷蔵食品など、温度管理が必要なものですね。あと手作り品としてお弁当、食べ残しの食品、アルコール類となっております。

資料裏面をご覧ください。回収食品の提供先でございますが、認定NPO法人のセカンドハーベスト・ジャパンを予定をしております。

本件についての広報周知につきましては、広報千代田９月２０日号をはじめ、区のホームページ、SNS、区内イベント等で周知を図ってまいります。特に１０月は食品ロス削減月間であるため、１０月に開催いたします区内のイベント、福祉まつりですとかCESエコフェアにおきまして啓発活動を行ってまいります。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご報告を頂きました。質疑を受けます。

○岩田委員 すみません、１点だけ。９月２０日の水曜日の何時から何時というのは予定はされていますか。２０日からですね。

○柳千代田清掃事務所長 ９月２０日からスタートさせていただきます。それぞれの施設の始業開始時間からスタートさせて、それぞれの施設の就業時間までという形になります。

○岩田委員 はい、分かりました。



○嶋崎委員長 よろしいですか。

ほかに。

○岩佐委員 常設の窓口ができるということなんですけれども、ここに人はもちろんいないとは思いますが、始まったばかりのときというのは何らかの説明をしてくれる人が各窓口にいらっしゃるのかどうかということと、THE BANCHOとかは入っていますが、THE BANCHOとか入っていて……。〔発言する者あり〕

○嶋崎委員長 特養だね、THE BANCHOだね。

○岩佐委員 利用者が限定されている施設もあるなと思うんですけれども、こういったところもその窓口までは行けるといえるのか、自由に出入りできるような窓口になるのでしょうか。

○柳千代田清掃事務所長 こちら社会福祉法人につきましては、社会福祉協議会が中心となっております地域支援ネットワークという中で、このフードドライブの事業について協力ができるかということの問合せに対しまして、一応協力していただけるということで、この事業の開始につきましては、それぞれマニュアルをもう既に作成して、社会福祉協議会、社会福祉法人の中でも共有させていただいております。窓口常に人がいるとはちょっとその辺の状況はよく分かりませんが、分るような体制で臨ませていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○林委員 ちょっと5番の一つNPO法人のセカンドハーベスト・ジャパンというのがあるという概要なのかということと、これをどれぐらい、予算規模と、どれぐらいを回収をイメージされているのか、どこに回収した食品をお渡ししようとしているのか、ちょっと全然全体像が見えないので、部分しか見えないので、回収しますよというので、概括的なところの説明をしていただけますか。

○柳千代田清掃事務所長 こちらのセカンドハーベスト・ジャパンでございますけれども、いわゆるフードバンクと言われているようなところでございまして、全国的にも数はそれほどないんですが、日本国内でも最初に立ち上げたフードバンクでございまして、全国展開をしておるNPO法人でございます。回収した食品はこちらのほうに一旦集められますと、そちら生活困窮者ですとか、女性シェルター、児童養護施設、フードパントリー、炊き出し団体、生活困窮家庭、被災地、被災者等に一応お分けするというようなところをこちらの団体のほうで活動をしておるところでございます。

量的には、これまでイベントに合わせて我々としても清掃事務所でやらせていただいておりますが、集まるときと集まらないときがもちろんあったんですけども、周知の仕方というところもあるんですが、ただイベントだけでやっているというところでもありますので、恐らく推測ですけども、各ご家庭には消費期限間近な食品が余っているという推測のもと、そういったものをご提供いただけるのではないかとということで始めさせていただくもので、どの程度集まるかはちょっとまだ見えない部分があります。予算は現状幾ら積んでいるというわけではなくて、既存の中のストックの中で展開をさせていただくものでございます。

○林委員 少し見えないのが、一つがこういう慈善団体というのは、NPOもやっていたり、あるいは宗教団体とか、そういうところがやっていて、身の丈に合った、全国展開は

しないでその地域地域でやっている。これが全国展開で一回投げるようなところというのは、他の地方公共団体で、千代田区以外でこういう取組を、このセカンドハーベスト・ジャパンというところがやっているのかということと、もう一つが、結局何を求めているのかというのがやっぱり見えないんですね。各ご家庭で余っている食材があつて、イベントではやったんでしょけども、通年的に地方公共団体としてやるべき仕事だということをもう少し分かりやすく説明してください。

○柳千代田清掃事務所長 今年度、清掃事務所では食品ロス削減推進計画を作成させていただくというものは、6月の常任委員会でもご報告させていただいております。その食品ロスが全世界的にも発生しており、それはかなり社会問題になっていることにつきましてご説明させていただいたとおりでございます。要するに食品ロスを少しでも削減していく中でのいろいろな政策メニューがある中でのこの活動というのは、先ほど冒頭申し上げましたように、家庭で余っている食品を必要とする団体、ご家庭、そういったところを団体を通じて配付するという活動をフードドライブと言っております、この活動を拠点化してやらせていただくというのが今日のご報告でございます。

このNPO、セカンドハーベストでございますけど、かなり以前から設置された日本最初のフードバンク的な団体なんですけども、要は集めたところをどこに持っていくとかいうその辺が気になるところでございますけども、多くの自治体、この周辺23区におけるフードドライブ事業におきましても、持っていき先はこのセカンドハーベスト・ジャパンが結構多くを占めているのは実情でございます。本来であれば、集めた食品を配付先はある程度つかんだところでお届けするという活動もできればいいのですが、そういったことではなくて、今回既にある既存のストックであるNPO法人のところでも活用させていただくというスタイルを取らせていただきたいと思います。

○林委員 何度も言いますが、地方公共団体としては、その地域の住民に公共の福祉を展開しなくては行けなくて、全国展開するところに、こういった部分で供給する側だけ、この助けというのをどういう整合性を持ってやるんですかと。悪いことじゃないわけですよ。悪いことではないけれども、千代田区で回収されたのがどこのエリアで役立つだとか、商売に役立つのか、本当に慈善団体に役立つのかというのを、チェックまでを区がやって、大丈夫そこまでできるんですかと。普通は先ほど言ったように、福祉団体とか宗教団体とかそういうところは慈善でやるわけですよ、あくまでもご厚意でやるわけですから。これを地方公共団体がやるということは、ある程度住民にも還元しなくちゃいけないし、整合性を取らなくちゃいけないわけですね。そこをしっかりと説明してください。いい悪いというよりも、悪い話じゃないんですけども、どこまで区役所が介入していい領域なのかというのをはっきりさせてくださいと言っているんですよ。

○柳千代田清掃事務所長 既にもう実績のあるこのセカンドハーベスト・ジャパンを当座は利用させていただく予定ですが、先ほど申しましたように、今年度、清掃事務所におきましては食品ロス削減推進計画を策定する中で、そういった回収食品をどういうところに活用するかということも一つのテーマになってきます。例えば、中では区内にあることも食堂ですとか、区内の福祉法人または生活困窮者の家庭にお届けすることも検討の課題であるというふうに認識しております。

○嶋崎委員長 かみ合っていないよな。

○林委員 だから、いいですか。最後のところなんですよ、最後のところでそれをやるのが地方公共団体の仕事じゃないのと言っているのに……

○嶋崎委員長 そこら辺のちょっと整理をきちっと言わないと、今、質問者とかみ合わないよ。

○柳千代田清掃事務所長 食品ロス削減推進計画の中で、地方公共団体、我々、千代田区が今回つくる計画の中での課題という形で認識しておりますので、ご理解いただければと思います。私どもの仕事というふうに捉えています。

○林委員 だから、というのは分かります。千代田区が仮に回収するとすると、区内で困っておられるご家庭とか、高齢者に配食しているところですか、ボランティアで食材を自費で出しているところとか、そういうところに、せっかく余っている食材ですとか、物を還元していくという仕事だったら、なるほどねとなるんですけども、全国展開と言われたんで、供給側ですよ。出す側では千代田区は協力はするけれども、区民の方に本当に還元になるのかなんですよ。いや、フードロス云々というよりも、地方公共団体という仕事をしっかりと確認した上でやられるんだったらいいですけども、それなしに、ただ時流で回収、フードロスかっこいいからとか、やんなくちゃ計画に書いてあるからとか、だって計画に書いてあることも、そんなに忠実にやられているような計画たくさんあるんでしょうけど、ないのもいっぱいありますよね。目標も決めていない計画もたくさんありますよね。そんなところであえて入れるんだから、やっぱり区民の子が、困っている子が、何だ外にやるんだったら僕に頂戴よ、私に頂戴よと言われられないような、そうした地方公共団体というののサービス展開をした上でだったら全く問題ないんですけども、そんなふうには僕には思えないんですよ、実情。さっきあったんですけど、子どもの友達から聞いてもそこまで充実しているとは思えないんで、体系的にしっかりやってもらわないとどうなのかなって、分かりやすく言ってくれればいいですけどね。

○嶋崎委員長 これさ、回収拠点が区内なわけでしょう。区内で回収して全国展開に行っちゃったら何のためにこの区内の方たちがご協力を頂いて回収したのか分からないんじゃないのということも含めてどうなのという話だよ。

○印出井環境まちづくり部長 林委員からご指摘を頂きました。所長もご答弁申し上げましたが、清掃事務所としては、主としてフードロスの削減を目的とした取組と。それと、このフードロスの削減を目的として集めたものをより有効活用しようと、二兎を追う施策でございます。後半のフードロスを削減するために集めた食品等をマッチングをすると。きめ細かくマッチングするという仕組みの中で、まだ我々の中では十分そういった資源を持っていない、あるいはプラットフォームを持っていないというような、そういう状況もでございます。これまでもイベント的に集めたものについても、このセカンドハーベスト・ジャパンなどを活用させていただきましたが、問題点としてご指摘を頂きました。そのマッチングがうまくいっていないんだとすれば、区内のこども食堂的な取組や、区内でこうしたものを必要としているような取組に対して、それをうまく流していくということにつきましても並行して検討させていただきたいというふうに思っておりますが、当面フードロス対象の中の着地点として、一定程度実績があるこの法人と連携をさせていただきながら、その法人の活動については我々としても十分精査、調査し、必要に応じてこのフードドライブの状況については、またご報告をさせていただきたいというふうに思いますの

で、その点ご理解を頂きたいと思います。

○嶋崎委員長 いいですか。

岩佐委員。

○岩佐委員 ちょっと同じことなんです。これ、回収の提供先がセカンドハーベスト・ジャパンさんということで、確かに私なんか関わっているシェルターなんかはこちらからいろいろ頂いて、シェルター運営ができています。定番なるNPOさんですね。その一方で、この社会福祉協議会が3月にいわゆるフードパントリーをやりましたと。そのときにはちょっとやっぱり期限切れ間近なお菓子なんかを企業さんから頂いて、で、シングル家庭にお配りして、それはご案内したら取りに来てもらった。そういったことも活動もやりますよということで、併せて回収食品の提供先というのにもう少し幅を持たせて、それは常時というのは難しいかもしれないんですけども、それこそそういったイベント時のフードドライブのときには、フードパントリーを併せて、区民の方とも、あるいは区民団体も回収食品の提供先として、団体への提供も、団体さんというのは常にもらっちゃうと逆に困っちゃうので、どうしてもそのマッチングというよりは、手間になるというのは分かるんですけども、回収先のものに関しては、もう少し選択肢を増やす、そしてその周知をしていただきたいと思いますと思うんですけども、そこはいかがですか。

○柳千代田清掃事務所長 ご指摘ありがとうございます。3月に行われた社会福祉協議会が実施しましたフードパントリーにつきましても重々お話を伺っております。先ほど、今回フードドライブからまず始めさせていただいて、今、るるお話しさせていただいたフードパントリー的な事業についても、今後、検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、このフードドライブ実施についての報告を終わらせていただきます。

次に、日程3、その他に入ります。

委員の皆さんから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、執行機関からあればどうぞ。

○江原地域まちづくり課長 すみません。1点、共有でございます。九段南一丁目地区につきまして、9月19日に法16条2項に基づく九段南一丁目地区地区計画に係る素案の説明会を開催させていただきますので、共有をさせていただきます。

意見書の提出期間は9月14日から10月5日までの3週間を予定しております。当地区につきましては、今後も当委員会に継続的に報告をしてみたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

1点、共有でございました。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 九段南の件なんですけれども、素案の説明会ということは、これは16条ということなんですかね。手続の流れがちょっと見えなくなってきたんですが、大街区のコ

れ区道廃止の案件なので、そうすると、外神田一丁目のときの例からすると、公聴会と説明会というのをやっていたように思うんですけど、それと、この手続の流れの違いというのがどういうふうになっているのか、何かこう、いろいろはしょられているなという印象があるんですけども。やるんですか、やらないんですか。

○江原地域まちづくり課長 すみません。公聴会の開催というものは予定をしております。で、九段南一丁目地区のこの手続につきましては、8月23日の都市計画審議会でご報告をさせていただいたんですけども、そのベースとなる九段南一丁目地区まちづくりガイドライン、令和5年2月に策定をしております、その前段で区民の皆様方に対する説明会として、その地区計画の内容のベースになるものについて開催をさせていただいたというところがございます。（発言する者あり）そうですね。すみません、失礼しました。説明会を開催するとともに、パブコメのほうもさせていただいたというところがございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、ほかはないね。

以上で、本日はこの程度をもちまして当委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後4時40分閉会